

人 口 増 強 強 興 亞 基

人 口 問 題 研 究

第 三 卷 第 八 號

昭和七年八月刊行

調査研究

性の選擇意識より生ずる産児調節の存在に關する統計的觀察……笠間尙武（一）
英國の對印度植民政策（其の一）……………島村俊彦（二八）

彙報

人口問題研究所研究報告會

行政簡素化實施大綱の閣議決定と之に伴ふ家族手當の増額——妊娠婦手帳規程の制定
——國民體力法施行規則中改正——學校卒業者使用制限令施行規則中改正——船員保險法施行令中改正の件公布——船員保險法施行規則中改正——食糧管理法施行に關する農林省告示——農地開發法に依る法人稅及營業稅の免除に關する件公布——財團法人人口問題研究會主催第六回人口問題全國協議會開催要綱の決定——熊本縣醫師會の縣下出產力調査結果の發表

文獻

邦文人口問題關係文獻（二七）

厚生省人口問題研究所

人口問題研究

第三卷 第八號

調査研究

- 三、三 性の差違から見た出産間隔の問題
四、考按及結語
参考文獻

一、検討の意義と問題の所在

一、序説

性の選擇意識より生ずる
産兒調節の存在に關する
統計的觀察

笠間尙武

目

次

- 一、検討の意義と問題の所在
一、序説
二、性の決定と性比
三、性比を支配する各種の原因
四、問題の所在と從來の研究
二、觀察の材料
三、余の行つた觀察
三、一 性比の家族集積性が見られるか否かの追試
三、二 特別家庭(最近兒の分娩の無かつた家庭)の性比の問題
性の選擇意識より生ずる産兒調節の存在に關する統計的觀察

よつて招來されたものでなく、妊娠力そのものにも低下が認められるので、即ち婦人が妊娠しなくなつたことによるものであることが判かるのである。この妊娠力低下の問題は非常に重大なることで、これは婦人そのものが

生物學的に妊娠が不可能になつて來た結果であるか、生物學的には妊娠力は變らないが、何か特に妊娠を招來せしめざるが如き人爲的原因が作用してゐるものであるか、早急に斷定することは難しげが、これを明かにすることは出生率上昇の對策を定めるために極めて重要なことで、生物學的に或は社會的に各方面より之が原因探究が行はるべきものであるが、余は之の問題に關する検討の一端として性の差違が出産に如何なる關係を持つか、統計的に二二三の觀察を行つてみたが、その結果を此處に述べてみることとする。

I-II 性の決定と性比

男女が如何なる機構で決まるものであるか今更此處に述べる必要もないであらうが、性の決定が雌雄の性染色體の數或は形の不一致により支配されるものであることに對して異論を持つものは現今に於て先づ無いであらう。然してこの性の決定に就て遺傳細胞學の説くところによれば男兒が生れ、或は女兒が生れたりする確率は等しくあるべき筈にも拘らず、實際に於て出生時に男兒の出生超過のあることは Graunt(1666), Süssmilch(1765) 以来我々の等しく認めて來たるところであつて、全ての文明國に於て女兒の出生100に對して男兒の出生の割合は大略105(これを出生時の性比といふ)内外の値を示してゐる。この性の決定に際して男兒超過を來たす原因に關しては古來から種々の臆測、學說が云はれ、最近に於ても Lenz, Zeleny and Faust, Parkes, Wodzdalek, Bluhm, Unterberger, Kaltzoff and Schröder, Schöner 等により種々の學說、實驗結果が報ぜられて居り(後述)

男兒を生ずる精虫が女兒を生ずる夫れより受胎に與るチャンスの多ふことと示すものであるが、何れも未だ確然たる承認を得る迄には到つてゐないものである。

然し男兒出生超過の存在することは事實で、猶、この男子率は流產、死產に於て極めて高いことは衆知の事であつて、これを考へ合せて見ると——勿論妊娠三ヶ月以後の流產で、其れ以前のものは統計上明かでないが、若し之を知り得たりとせば更に高き男子率となるかもしれない——受胎時の男子率(これを第一次性比といひ、出生時の夫れを第二次性比といふ)は Parker 等の云ふ程高率でないにしても、出生時の男子率より高き値をとるべきは想像に難くないのである。

I-III 性比を支配する各種の原因

この性比を左右する外的條件として從來色々のものが擧げられてゐる。即ち季節的差異とか、地理的差異、都鄙別差異とか、階級的差異、或は公生、私生の別とか出生の順位、其の他夫婦の年齢、年齢差及び勢力の強弱、又は營養狀態等種々言はれてゐるが、これ等は畢竟するに前掲せる諸家の學說に述べられてゐる男兒を生ぜしむる精虫が受胎に與る機會に恵まれるが如き因子の作用に外ならず、即ちかかる外的條件はこれらの複雑なる第二次的影響と見られるべきである。

これらは受胎時に於ける第一次性比に就ての問題であるが、第一次性比は受胎後に於て極めて變化され易きもので、在胎期間中に於ける損失、即ち死流產により左右せることは屢々見られるところである。

男胎は女胎より抵抗力が弱く周圍の影響に對して銳敏であることは Lenz の説くところであるが、前言したる如く死產に於て女胎より男胎が非常に多いこと、即ち男子率の高さとはこれに起因するところのもので

あつて、従つて死産の頻度が高くなる場合に於ては男胎の損失は多くなり、出生時の男子率、即ち第二次性比は第一次性比より著しく下ることは推論し得るところであつて、文化の低い民族或は階級に於ては衛生状態も悪く、無智その他非衛生的風習等のため母性の保護は不充分であるが故に、胎兒は死流産に終ること多く、これが爲に第二次性比は低い値を示すやうになつて來ると云はれてゐる。アイヌ(古屋)、ニグロ(Huntington)に於ける低い性比、私生児の場合等のそれはこの死産による影響であつて、その他階級の差異、都鄙の差異、出生順位等前掲したる性比を支配されると、いはれる外的條件もこの死流産の頻度の差によつて招來される場合もあることが屢々考へ得るのである。

これ等の外に性比は純社會心理的にも變化をうけるもので、その第一としては届出の精粗により性比は極めて變化を受ける場合があると云はれてゐる。即ち宗教とかその他の理由から女子輕視の風習のある所では女児出生の届出が男児の場合に比べかなり粗漏が見られ、統計上著しく高い第二次性比、即男児出生過剰を來せるが如くなることが屢々認められるのである(ユダヤ人、マホメット教徒の諸國で認められところで、朝鮮にもこの傾向があると言はれる)。これらは故意に性比が改變されたる場合でその他に前言したる男子出生をより容易ならしめる生物學的原因とは別に、特にこれを容易ならしめ、或は女兒の出生を制壓するが如き社會心理的附隨條件として考へられるのが性の選擇による産兒調節の問題である。この事に就ては Prevost が曰く云つて居ることで、彼によれば一般的に世間に於て男兒に對して一種の好みが認められ、「この好みの結果が男子出生の後は家族の増大を妨げ、それによつて男子出生の割合を増すのでないか。兩親が一人の息子を有するとする。もし種々の原因がその家族の増加を妨げる

とすれば、男の子一人も有せざる場合然るよりも彼等の第一の希望が充たされた場合の方が、恐らくこの缺陷に不安を感じることが少いであらう。一人又は數人の息子の出生の後に於けるこの出生減少が男子出生の割合を増すに傾くのではないか」と云つて居る。

一、四 問題の所在と從來の研究

古屋教授は昭和七年東京市内の數區に籍を有する約六萬の家庭群を觀察し、少兒家庭に於ける性比は多兒家庭に於ける夫れより高きことを指摘し、これを前述した Prevost と同様に、世相が社會經濟的に複雜化するに従ひ結婚は望んでも家庭の増大、即ち多數の兒は望まぬものが多くなる傾向があるとなし、かゝる場合に於て若し經濟的又は道徳的等何等かの理由で只一児のみしか兒を欲しない夫婦があるならば、家督相續その他の理由からこの夫婦の望む兒の性は女であるよりも男であるに違ひなく、故に偶然男児が生れればこれにて満足し、爾後の妊娠を制限するか、或は少くとも遲延せしめる工作を行ふやうになり、若し第一子が女兒であればそれで止まるべき出産を更に今一度延ばし男児を得るために次の出産を試みるやうになるであらう。かゝることは二児の場合に於ても同様で、望む少數の兒に於て成るべく男児を欲するが如く出産を調節するため、即ち一人または二人の男児を得れば次の出産は避けるやうになるため、少兒家庭に性比の高いことが招來されたものであると説明してゐる。然してこれらの根據として觀察家族を子供數及び男女構成別に分類し、男女の出産が蓋然律により期待される以上に男児のみ、或は女兒のみを有する家庭が多い、つまり性比に家族の集積性があることを新しき方法を以て明かにして、この傾向は都市に於てのみ著明に見られ、農村及アイヌ等の文化の遅れたところでは未だ見ることが出来ないことを實證し、この結果からかかる多兒家庭

の形成を妨げるが如き不自然的思想、産児調節なる惡風が出生率低下の原因であり、又ひいては民族自滅の徵候であると強調してゐる。

この性比の家族集積性の問題に就ては其後二、三の學者により追試され、即ち立川氏は文化程度の最も高いと思はれる東京の各種學校の在學生の同胞に就て、又侯氏は古屋氏と同一の調査地域の小學校の在學生の同胞に就て觀察を行つてゐるが、その結果は全く反対の事實、即ち觀察數は蓋然律により期待される數とよく一致することを認めて居り、山村氏は古屋氏と全く同じ材料を用ひて追試し同様の事實を發見したが、その説明の見解を異としてゐる。

然らば古屋氏の認めたる事實が單なる偶然の統計的所産物であるか、然らば性選擇による産児調節の傾向はないと否定し得るかどうか、余はこゝに別の材料を以て古屋氏、Prevost の言ふ産児調節の傾向の存在の有無に就て検討を行つてみたのである。

II、觀察の材料

研究の材料として用ひたるものは昭和十五年一月人口問題研究所が行つた出産力調査の蒐集票中より一般俸給生活群を特に選んで之に當てた。

この出産力調査の結果概報より職業別在住地別妊娠期間經過後児數を見ると第一表に見る如くで、一般俸給生活者群は他の全ての調査群

に比べて出生児數が少く、又その構成分子は官吏(軍人、行政官、巡査)、小學校教員、銀行會社員等にして、他の調査群に比べて教育程度も割合高く、先づ有識階級と見做すことが出来、又その大部分は都市に居住して居るものより成立つてゐるものである。

高いことが認められる。

第一表 職業別在住地別妊娠期間經過後
夫婦出生児數

職業及居住地域	夫婦數	出生児數	一夫婦當出生児數
總	17,129	79,468	4.63
一般俸給生活者	614	2,376	3.87
農村在住俸給生活者	559	2,268	4.06
一般賃銀労働者	1,603	6,566	4.10
農村在住賃銀労働者	810	3,584	4.36
農業者	10,540	52,482	4.98
漁業者	515	2,083	4.04
一般中小商工業主	1,183	4,983	4.17
農村在住商工業主	1,305	5,221	4.00

然して蒐集せる調査票の總數は一二、四九一であるが、この内無子家庭、再婚夫婦及び出生児の性の不明のもの等の不完全票を除くと、此の場合の研究材料として用ひ得たるものは、全部で八、七八一票となつた。この材料となつた八、七八一家庭を出生児數別に分類して見ると第一表に見る如くであるが、この場合死産は計算に入れてゐない。

この表に就て出生児數を見ると總児數二五、一六三中、男児一二、九九八、女兒一二、一六五で、女兒一〇〇に對する男児の割合は一〇六・八で、この値は最近の我が國の出生時に於ける割合たる一〇四一五に比して稍

今兒數n人の家庭を集め、これを男女の構成員數別に分けて見ると、

女	0	1	2	⋮	(n-2)	(n-1)	n	
男	n	(n-1)	(n-2)	⋮	⋮	2	1	0

第二表 各兒數別家庭數及其の性比

家庭群	家庭數	子女數	男女別	性比
一兒家庭	2,103	2,103	男 女 1,118 985	113.5 ± 2.32
二兒家庭	2,255	4,510	男 女 2,329 2,181	106.8 ± 1.54
三兒家庭	1,831	5,493	男 女 2,846 2,647	107.5 ± 1.40
四兒家庭	1,146	4,584	男 女 2,336 2,248	103.9 ± 1.51
五兒家庭	743	3,715	男 女 1,937 1,778	108.9 ± 1.71
六兒家庭	373	2,238	男 女 1,146 1,092	104.9 ± 2.16
七兒家庭	204	1,428	男 女 730 698	104.6 ± 2.71
八兒以上庭	126	1,092	男 女 556 536	103.7 ± 3.08
合計	8,781	25,163	男 女 12,998 12,165	106.8 ± 0.65

の($\frac{n}{2} + 1$)通りの組合せに分けられる事は言を俟たないところである。

次に女兒一〇〇人に對する男兒の出生數、即ち性比をaとすると、男兒が生れたり女兒が生れたりすることが單なる偶然の出來事であるとするならば、前記の組合せに屬する家庭數の割合は $(\frac{a}{2} + 100)^n$ を展開したる各項に相當する筈であるべきことは、蓋然律の説くところにより明かなるところであり、反対に、若し實際に調べたる家庭數の分布がこの理論的分布の割合と一致しないのであれば、男兒が生れたり女兒が生れたりすることが偶然の出來事でなく、其處に何等か特殊の條件が作用してゐるものと見てよいのである。かかる考へ方より理論數を求め各家庭群に就て實際の觀測數と比較を行ふのであるが、この場合はピアソンのカイ自乘試験法によつて集積性の存在の有無の判定をなしたのである。

(二) 觀察結果とその考察

前述の方法により性比一〇六・八を以て前記の觀察方法を以て追試したる結果は第三表に見る通りである。

この表中普通數字は實際の觀察數で、「ゴチツク」數字は男が生れたり女が生れたりすることが全く偶然の事で、等しく性比一〇六・八で生れるものなりと假定し計算により求め得られたる理論數である。例へば子供數四人の家庭に就て見ると男四人の段と女〇人の行と交叉する欄の七七が四兒と第三表に示す如くになる。

(一) 家族集積性の證明方法

研究を進めるため子供數と男女構成の數により研究材料を分類して見る

第三表 子女の男女構成別により分類したる家庭數

男\女	0	1	2	3	4	5	6	7	8	家庭數
0		985 1,017	532 527	202 207	74 62	19 20	3 5	1 1	-	1,816
1	1,118 1,086	1,117 1,226	679 663	275 268	93 105	31 30	8 9	1 -	-	3,322
2	606 602	683 709	407 429	245 224	87 82	37 30	6 -	2 -	2	2,075
3	267 252	313 305	224 239	114 116	53 54	20 -	11 -	1 -	-	1,003
4	77 82	128 128	96 93	52 58	22 -	2 -	1 -	1 -	-	379
5	34 27	37 40	37 37	165 -	6 -	4 -	1 -	1 -	-	134
6	5 7	16 13	- -	11 -	6 -	2 -	1 -	1 -	-	40
7	- 2	4 -	2 -	2 -	- -	- -	- -	- -	-	8
8	-	- -	1 -	2 -	- -	- -	- -	- -	-	3
9	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
10	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
11	-	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	-	1
家庭數	2,107	3,285	1,979	917	341	115	29	6	2	8,781

註 上段の普通数字は観察數
下段の「ゴチック」数字は蓋然律により求められたる理論數

るものである。

観察數と理論數との比較を行つて見ると観察數は大體に於てよく理論數と一致してゐるが、ピアソンのカイ自乗試験法(χ^2 - test, test of goodness of fit)を用ひ詳細に検討を行つて見ると、求め得らるゝ一致の確率は第四表に見られる如くである。この場合、検討は七兒家庭迄とし、それ以上は観察家庭數が少なきが故に行はず、尙第四表には從來發表されたるこの研究の結果を同時に掲げてある。これに就て見るに理論數と観察數とは極めて一致する。

第四表 偶然分布と観察數との一致度 (χ^2 - 試験)

研 究 年 次	調 査 地	調 査 家 庭 數	理論數と観察數との一致度							
			三 家 兒 庭	四 家 兒 庭	五 家 兒 庭	六 家 兒 庭	七 家 兒 庭	八 家 兒 庭	九 家 兒 庭	十 家 兒 庭
古屋(1933)	北 海 道	973	0.57	0.92	0.79	-	-	-	-	-
矢ヶ崎(1934)	富山純農村	2,931	0.02	0.96	0.53	0.53	-	-	-	-
青木(1935)	群馬純農村	1,037	0.32	0.94	0.98	0.39	-	-	-	-
鈴木(1935)	福井小町村	1,995	-	-	0.02	0.02	0.03	-	-	-
向井(1932)	金澤市	4,259	-	-	0.03	0.12	0.03	-	-	-
古屋(1931)	東京市	58,467	-	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-
立川(1937)	東京市	8,811	0.26	0.91	0.16	0.32	-	-	-	-
侯(1940)	東京市	28,771	0.24	0.89	0.14	0.01	0.18	-	-	-
山村(1940)	東京市	ca. 20,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-
笠間(1942)	一般俸給生活者	8,781	0.69	0.43	0.31	0.91	0.67	-	-	-

註 ※は山村の論文中に示す χ^2 の値より P を筆者が求めたるものである

家庭中男児四人ばかりの家庭數で、男三人の段と女一人の行の交る三一三が男三人、女一人の家庭數であり、同様に男一人、女一人の家庭數は四〇七、男一人、女三人の家庭數は二七五、女四人ばかりの家庭數は七四で、この五つの數が四兒家庭の各組合せに屬する觀察數で、これ等の觀察數の下段にある、ゴチック數字の八一、三〇五、四二九、二六八、六二が夫々に相當する理論數、つまり蓋然律により期待される家庭數を示してゐる

て大きい確率を以て一致してゐることを示してゐる。この事は男が生れたり女が生れたりすることは全く偶然の出来事で、特に男が多く生れたりすることは認めることが出来ないことを示すもので、立川、侯氏等がこの問題に就て追試を行ひ、述べてゐる結果と全く趣を同じくするもので、古屋氏の云ふやうな性比の家族集積性は見ることが出来ないと云ふことになるのである。

この相異は何によつて生じたるものであるか考へてみると、立川、侯氏の研究材料は全て學校に於て得られたるもので、子女がある年齢に達したる家庭にのみ限られ、又プロパン法を用ふるため、その生徒自身は計算より取除かれ研究に用ひられてゐるが、余の場合は申告によつたもので

結婚後間近い家庭から結婚後相當年数を経た家庭まで全てのものを含んで居り、この點に於ては古屋氏の材料と性質を同じくするものである。唯古屋氏の材料は戸籍により得られた都市に存する全ての階級を含んでゐるが、余の場合は申告によつて得られた一般俸給生活者と云ふ特定の集團で、この點多少の相違が考へられるが、余の材料の殆んど大部分は都市に居住するもので、この差からくる結果の相違が生じたるものとは思へず、寧ろその構成分子の性質から考へて特に著明に現はれるべきものの様にも思へるのである。又數の相違も考へられるが、カイ自乗試験から見て、立川氏の言ふ如く生起確率が動搖したとしても、かかる相違は考へられない。

結局この相違の生じたるのは侯氏が推論し、山村氏が指摘してゐるが如く、材料の蒐集法の相違から來たもので、戸籍より材料を求める場合は、我が國戸籍事務整理方法の特殊性から家督相續とか本籍移轉等の場合の戸籍改變の際、已に死亡、婚姻その他の理由で離籍したものを之を除き新戸籍には記載せざるがために、兒の男女混合の家庭は幾人かの除籍者の爲、

男のみ、或は女ののみの家庭群へ數へ込まれることがあり、男のみ、或は女ののみの家庭は除籍者が何人あつても男女混合家庭群に數へ込まれることはないと云ふ人爲的所作の結果から、男のみ、或は女ののみの家庭群の過剰を生じ集積性が認めらるゝやうな結果となり、申告による時はこれ等戸籍に記載のない除籍者も漏れ無く申告されるため、男が生れ、或は女が生れることは全く偶然の事象であるが如くなるものと見てよいのではなからうか。

然し性比の家族集積性の事實が證明されないが故に、古屋氏の云ふやうな性の選擇による産兒調節の事實がないと斷定してよいであらうか、この問題は更に追究されるべき殘されたる問題であらう。

(三) 要 約

出生率の低い、割合に教育程度も高く、大部分都市文化生活を營む俸給生活者に就て、古屋氏の云ふ性の選擇による産兒調節の傾向が認められるかどうか、氏と同じ方法を以てその子女の性比に就て家族集積性の追試を行つて見たが、立川、侯氏の結果と同様に古屋氏の云ふが如きことは認められず、男女の組合せは全く蓋然律に従ふことが見られた。然しこのことをから性の選擇による産兒調節の事實を否定するのは早計であつて更に一層の別方面からの検討をなす必要があると思はれる。

三、ニ 特別家庭(最近児の分娩の無かつた家庭)の性比の問題

前項で性の選擇によつて生ぜる産兒調節の存在を證明せんと在來の諸家のとれる蓋然律から家族集積性を確める方法を以て追試を行つたが、各児數家庭に於て男が生れたり、女が生れたりすることは、蓋然律により期待される割合と全く一致することが知られたることは已述の通りであるが、然らば出生現象に Prevost の云ふが如き、男児に對する好みなる傾向は全然認められないか、別の觀點から考究を行つてみることとしたい。

(一) 婦人の妊娠力と最近分娩の無い家庭

婦人の妊娠力は月經が閉止する迄繼續するものなるが如く常識的には考へられるが、全ての婦人に閉經期迄分娩を期待することは不可能で、數名の兒を産んだのみで以後月經はあると妊娠せずに閉經期に到るものもあれば、閉經期迄十名以上の兒を産み続けるものもあり、妊娠可能期間は人により異り、極めて著しい個人差が存在することは衆知のことである。

この事は、川上氏が指摘したるやうに受胎の函數 $\alpha(x)$ が年齢增加と共に減退すること、又内閣統計局の發表せる年齢別有配偶女子出生率及び久保氏がこれより作製したる年齢別補正受胎率、補正生産受胎率に就て見ても年齢と共に著明に減少してゐること等の統計的事實からも明確に察知せらるゝことで、一見健康さうに見えても婦人は年齢の長ずると共に次第に不妊に陥り、年と共にその割合は増加して來るものである。この不妊を招來する原因は何であるかといふに、通常その一半は生理的現象であり、一半は淋疾その他疾病の結果であるとされてゐるが、不妊に陥る原因がかかる生理的或は病理的原因に限られてゐるとするならば、閉經期以前に於て兒を産まなくなつた家庭の兒の男女の組合せは、全く偶然に支配されるべきであり、特別なる値はとることはない筈である。

かかる見地から、余の研究材料に於ては古屋氏の言へる如く少兒家庭に性比が高く、且つ全般に一〇六・八と高い性比を示してゐるが、更に考案を進め、妻が年齢的には未だ妊娠可能年齢にあり乍ら、最近兒の分娩がなく已に不妊に陥るか、或は少くともこれに近い状態にあるが如くに見受けられる家庭を特に抽出し、この家庭群の性比と最近迄分娩があり、猶出産を繼續中と思はれる家庭のそれとの比較を行つてみるとこととした。

(二) 觀察方法と觀察數

第五表 特別家庭の性比

家庭群	特別家庭				对照					
	家庭數	子女數	男女別	性比	家庭數	子女數	男女別	性比		
一児家庭	372	372	男 女	199 173	115.0 ± 5.56	1,652	1,652	男 女	880 772	114.0 ± 2.63
二児家庭	413	826	男 女	434 392	110.7 ± 3.66	1,776	3,552	男 女	1,822 1,730	105.3 ± 1.72
三児家庭	417	1,251	男 女	662 589	112.4 ± 2.30	1,314	3,942	男 女	2,032 1,910	106.4 ± 1.64
四児家庭	255	1,020	男 女	521 499	104.4 ± 3.20	782	3,128	男 女	1,586 1,542	102.9 ± 1.81
五児家庭	126	630	男 女	332 298	111.4 ± 4.20	480	2,400	男 女	1,250 1,150	108.7 ± 2.13
六児家庭	59	354	男 女	181 173	104.6 ± 5.44	202	1,212	男 女	620 592	104.7 ± 2.94
七児家庭	31	217	男 女	117 100	117.0 ± 7.34	87	609	男 女	305 304	100.3 ± 4.06
八児以上庭	8	71	男 女	36 35	100.3 ± 11.89	38	314	男 女	150 164	91.5 ± 5.40
合 計	1,681	4,741	男 女	2,482 2,259	109.9 ± 1.52	6,331	16,809	男 女	8,645 8,164	105.9 ± 0.79

何年児を産まないのを不妊と見做すかと言ふことは學者により種々議論のあるところで簡単に断言出来ぬ問題であり、例へば塚原氏はその論著に八年を以て之に當てゝゐるが、余は種々の點より考慮して五年を以てこの場合の判定期間として置いた。

この觀點から前項と同じ材料八、七八一家庭を分類すると最近五ヶ年児の分娩の無かつた家庭一余は此處でこれを特別家庭と言はう一は一、六八一で、この對照として猶分娩を繼續中の家庭は六、三三一となり、その他は妊娠期間を已に経過したる夫婦、其の他の不合格票である。

(III) 觀察結果及びその考察

觀察の結果は第五表に見る如くである。

年齢的には未だ妊娠可能期間にあり乍ら、最近五ヶ年児の分娩の無い、余の所謂特別家庭に於ける性比は一〇九・九で、その平均誤差は一・五一であるが、對照群に於けるそれ等は一〇五・九±〇・七九であつて、特別家庭に於て一見性比の高いやうに見うけられる。然しこれを更に詳細に比較してみるために統計學的に誤差を検討して見ると、それは

$$M_1 - M_2 = 109.9 - 105.6 = 4.3 \\ \sqrt{m_1^2 + m_2^2} = \sqrt{1.52^2 + 0.79^2} = 1.71 \quad \frac{M_1 - M_2}{\sqrt{m_1^2 + m_2^2}} = 2.51 < 3$$

となり、兩者間の差は統計學的に見る場合は無意義のものであることが認められる。又各家庭群に就て見ると二児、三児家庭に於ては對照群に比して性比が高い値をとるが、少數例のため正確なることは言へないで、特別家庭に性比が特に高いといふことは認めることが出来るま。

又前項と同様の方法で、この特別家庭に於ても一〇六・八の性比の割合を以て出生があると假定し家族集積性を試めてみても、第六表に見る如く、男が生れたり女が生れたりすることは全く偶然の事象で、蓋然律により

第六表 子女の男女構成別により分類したる家庭数(特別家庭)

女 男	0	1	2	3	4	5	6	家庭数
0	173	87	43	22	2	1	1	646
	180	97	47	14	3			
1	199	218	154	54	13	8	1	328
	192	206	151	60	18	5		
2	108	152	89	41	10	8	1	408
	110	161	95	38	13			
3	68	71	46	20	7	1	2	215
	58	68	40	18				
4	19	21	8	5				53
	18	22	15					
5	3	11	6	1	1	1		23
	5	6						
6	1	5		2				8
	1							
家庭数	398	651	390	166	53	20	3	1,681

註 上段の普通数字は觀察數、下段の「ゴチック」数字は理論數

上表に於ける觀察數と偶然分布との一致度(特別家庭)

家庭群	三兒家庭	四兒家庭	五兒家庭	六兒家庭
P =	0.38	0.22	0.59	0.14

豫測する期待數と觀察數とは全くよく一致することが知ることが出来る。これ等一つの觀察結果から考察すると、年齢的には猶妊娠可能の年齢にあり乍ら児を産まなくなると云ふことは、全く生物學的の偶然事象で、別に人爲的要素、つまり男児への好みとか或は性の選擇の意識が作用し、生物学的に不妊となる前に待望の男児を得、これに満足して以後の妊娠を避け、或は少くとも延期するとか、又は數名の男児を産み、これ以上の家庭の増大を忌避するとかいふ觀念が作用してゐることはこの材料からは證明することが出来ない。唯こゝに特別家庭で二児、三児家庭に於て前述の如く性比が高いことは注目に値することであるが、このことのみで産兒調節

の傾向の存在を云々することは不充分で、所謂、兒を産み上げることに對しては心理的影響が作用してゐるかどうかは確然としてゐない。

(四) 要 約

妻が妊娠可能年齢にあり乍ら兒を産まなくなつた家庭の性比は猶出産繼續中と思はれる對照群に比べて如何なる値をとるかとの觀點から、最近五年兒の分娩の無い家庭の性比を見ると對照群より高い性比を示し、これは二兒、三兒家庭に於て特に著明で、人爲的の妊娠中止があるが如く思はれるが、これは何れも無意義で、又家族集積性も認められず、特に特別家庭に男子が多く生れてゐるとはこの材料に就ては見ることが出來ない。

III' III 性の差違から見た出産間隔の問題

性の選擇意識から行はれる産兒調節の傾向は前述の如く性比に就て行つた研究に於てはその存在を指摘することが出來なかつたから、觀點を變へ産兒調節の意識が多少なりとも働いて、男兒が生れたるが故に次の妊娠を遅延させるが如き傾向は見ることが出來ないか、出産間隔の觀點から觀察を續けてみる。

(一) 出産間隔の問題

原氏はこの問題に就て新しき立場から極めて興味ある解析的研究を行つてゐる。即ち氏によれば出産間隔の度數分布曲線は、これを半對數方眼紙を以て圖示すると、左半は拋物線状をなし右半は直線に一致した、川上教授の提出せられたる年齢的度數分布函數、即ち

$$D(x) = \int_x^{\infty} \frac{KN}{\sqrt{2\pi}} e^{-\frac{(x-t-M)^2}{2K^2}} - Kt dt$$

に一致してゐることが見られ、このことから受胎率 $Q(x)$ は

$$Q(x) = \frac{D(x)}{D(x) + \int_x^{\infty} \frac{N}{\sqrt{2\pi}} e^{-\frac{(x+t+M)^2}{2K^2}} dt}$$

なる形となり、妊娠可能なる限り受胎率は本質的に恒數であり、又出産直後は授乳其の他の關係から一定期間妊娠に對する抑制の時期があり、この長短は個體によりて異なり、これはケトレーの方則近似の度數分布をとることを示すものであれば、従つてこのことから出産間隔の度數分布は母の年齢、出産順位により變化をうけることなき筈であるとその事實を實證してゐる。

然し乍ら出産に對して男兒に對する好みの意識が多少なりともあつて、男兒を得たれば之に満足し次の妊娠を止める迄に到らずとも遅延させ、或は女兒なれば待望の男兒を得んと次の妊娠を直ちに試みるやうなこと、換言すれば生物學的妊娠抑制の解除の他に人爲的にこれを左右せしむるやうなことがあるとすれば、次の出産間隔にも影響が及び變化を來すことは豫測するに難くない。かゝる見地から性の差による出産間隔を見たるものは未だ無いやうであるが故に余はこゝに其の觀察を行つてみた。

(二) 觀察の材料と方法

この場合に用ひたる材料は前と同じ一般俸給生活者群であるが、今回は特に東京市内に在住するものに限り、尙市内に居住すると雖も陸海軍人は之を除いたものを用ひることとした。

然して觀察は第一子と第二子、第二子と第三子の出産間隔に就て行つたが、前者に於ては第一子が死産の場合は第一子を第一子と見做し、第一子が乳兒死亡の場合及び第二子が死産の場合は材料として用ひず、後者の場合に於ても同様なる見解で材料を選定したのである。かゝる選擇を以

て得られたる観察材料は第七表に見る如くである。

第八表 第一子の男女別に見たる第一子
出生後第二子分娩迄の出産間隔

第一子 出産間隔		男			女		
年	月	観察数	同(%)	累積度數(%)	観察数	同(%)	累積度數(%)
0	0—2	—	—	—	—	—	—
0	3—5	—	—	—	—	—	—
0	6—8	—	—	—	—	—	—
0	9—11	3	2.2	0.22	3	2.3	0.23
1	0—2	46	33.5	3.56	50	45.6	4.79
1	3—5	80	58.5	9.38	180	61.8	10.97
1	6—8	105	76.4	17.02	127	98.1	20.97
1	9—11	156	113.5	28.03	169	130.6	33.85
2	0—2	194	141.1	42.33	164	126.7	46.52
2	3—5	148	107.6	53.24	149	115.1	57.96
2	6—8	123	89.5	62.18	85	65.7	64.61
2	9—11	95	69.1	69.09	106	81.9	72.80
3	0—2	66	48.0	73.89	85	65.7	79.37
3	3—5	65	47.3	78.62	61	47.1	84.08
3	6—8	49	35.6	82.18	33	25.5	86.63
3	9—11	60	43.6	86.55	24	18.5	88.49
4	0—2	34	24.7	89.02	25	19.3	90.42
4	3—5	27	19.6	90.98	18	13.9	91.81
4	6—8	26	18.9	92.87	15	11.6	92.97
4	9—11	19	13.8	94.25	15	11.6	94.13
5	0—2	16	11.6	95.42	14	10.8	95.21
5	3—5	7	5.1	95.93	9	7.0	95.90
5	6—8	6	4.4	96.36	8	6.2	96.52
5	9—11	6	4.4	96.80	7	5.4	97.06
6	0—2	5	3.6	97.16	7	5.4	97.60
6	3—5	5	3.6	97.53	4	3.1	97.91
6	6—8	4	2.9	97.82	3	2.3	98.15
6	9—11	6	4.4	98.25	1	0.8	98.22
7	0—2	6	4.4	98.69	5	3.9	98.61
7	3—5	3	2.2	98.91	1	0.8	98.69
7	6—8	5	3.6	99.27	2	1.5	98.84
7	9—11	—	—	99.27	1	0.8	98.92
8	0—2	8	2.2	99.49	4	3.1	99.23
8	3—5	1	0.7	99.56	—	—	99.23
8	6—8	1	0.7	99.64	2	1.5	99.38
8	9—11	1	0.7	99.71	2	1.5	99.54
9	0—2	—	—	99.71	3	2.3	99.77
9	3—5	—	—	99.71	—	—	99.77
9	6—8	1	0.7	99.78	—	—	99.77
9	9—11	—	—	99.78	—	—	99.77
10	0—2	1	0.7	99.85	—	—	99.77
10	3—5	—	—	99.85	1	0.8	99.85
10	6—8	—	—	99.85	—	—	99.85
10	9—11	—	—	99.85	—	—	99.85
11	0—2	—	—	99.85	—	—	99.85
11	3—5	—	—	99.85	1	0.8	99.92
11	6—8	—	—	99.85	—	—	99.92
11	9—11	1	0.7	99.93	—	—	99.92
12	0—2	—	—	99.93	—	—	99.92
12	3—5	—	—	99.93	—	—	99.92
12	6—8	—	—	99.93	—	—	99.92
12	9—11	—	—	99.93	—	—	99.92
13	0—2	—	—	99.93	—	—	99.92
13	3—5	1	0.7	100.00	—	—	99.92
13	6—8	—	—	—	—	—	99.92
13	9—11	—	—	—	1	0.8	100.00
	合計			1,375			1,294

性の選擇意識より生ずる産児調節の存在に関する統計的観察

第七表 觀察材料實數

第一子		第二子	
性	観察數	性	観察數
男	1,375	男	424
女	1,294	女	412

この場合前児が乳児死亡の時の出産間隔は材料として用ひなかつたのは、塙原氏の研究にある如く、乳児死亡の場合は授乳による妊娠の抑制が死亡後直ちになくなるため、次の出産は

$$Y = ae^{-kx}$$

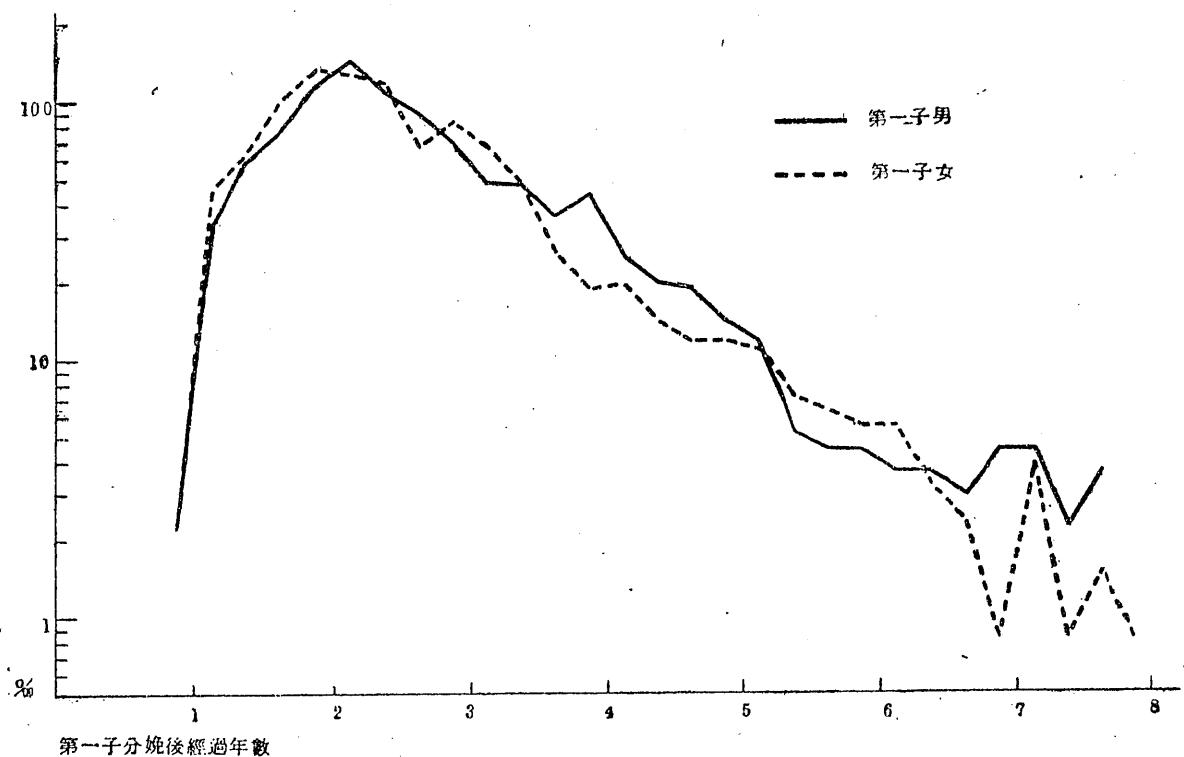
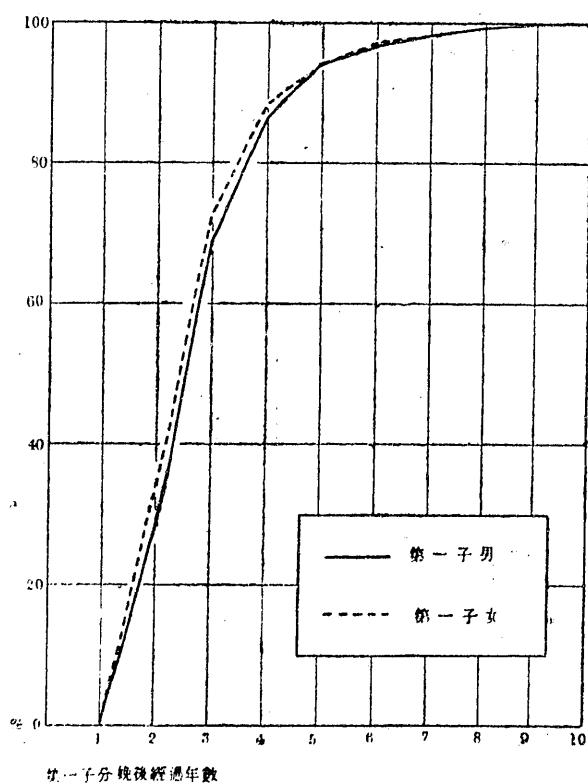
Y = 出産の度數

a k = 定数

なる分布を示して來るものであり、又この場合の観察の對照たる出生兒の性に對する心理的影響を見るためには不適當であるために取除いたのであり、死産の場合は間隔不明確であるが故なることは勿論である。

(イ) 観察の結果及其の考察
(イ) 第一子—第二子の出産間隔

第一圖 出產間隔度數分布曲線(第一子—第二子) 半對數グラフ

第二圖 出產間隔累積度數曲線
(第一子—第二子)

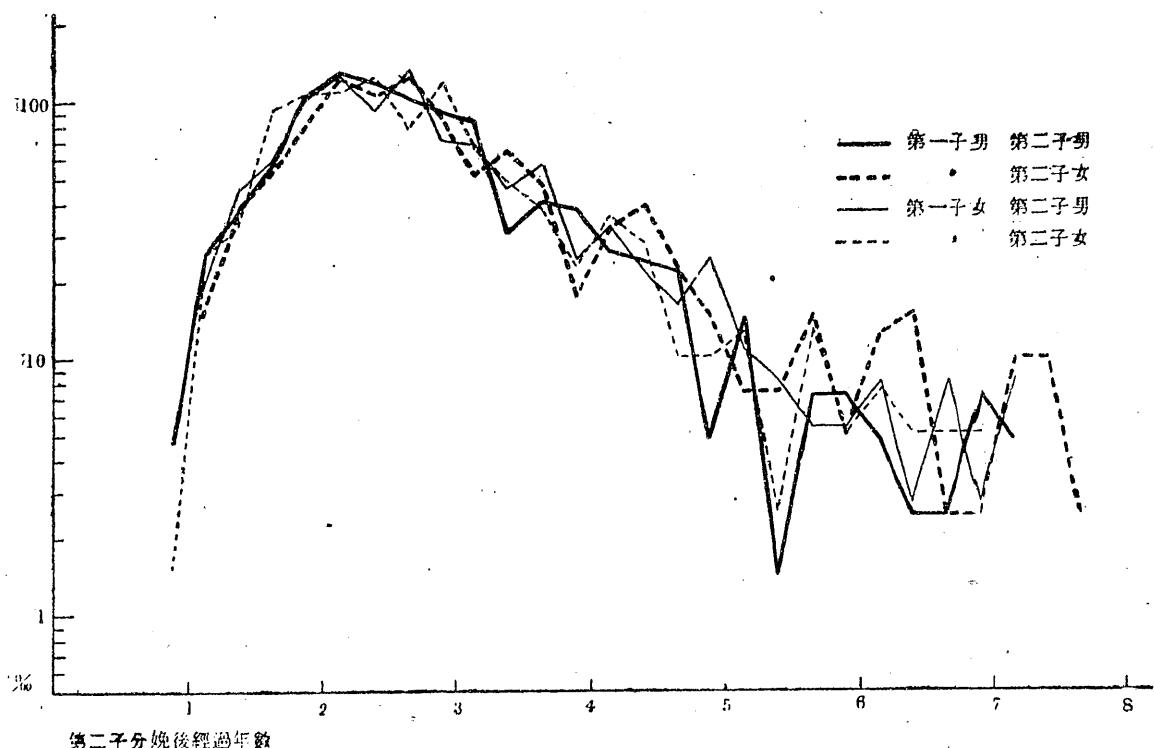
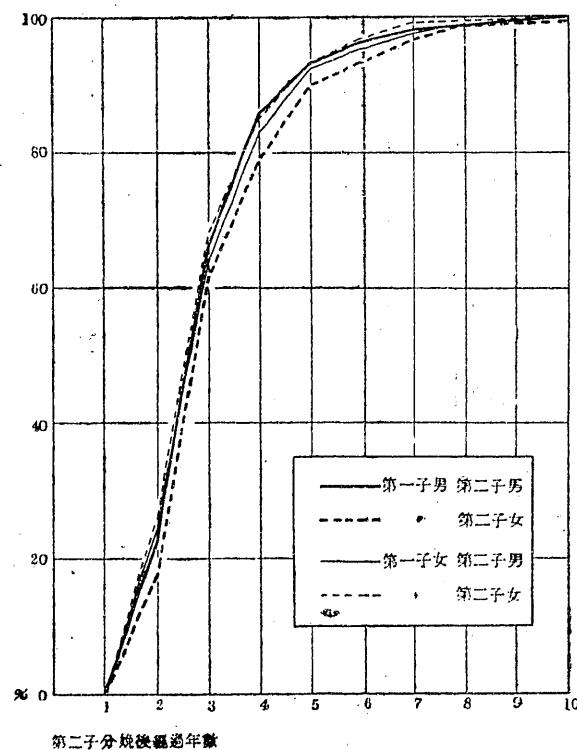
第一子分娩後第二子分娩迄の間隔は第八表に見る如くである。これを半對數方眼紙に圖示してみると第一圖に見られるが如くであつて、この度數分布曲線はこの研究に於ても、第一子が男兒である場合も、女児であるときでも塚原氏の研究に示されてゐるやうに、前半は拋物線の一部で後半は直線に近き形をとり、川上氏の年齢別度數分布曲線に一致することが認められる。

今この第一子が男兒である場合の第二子との出產間隔の度數分布曲線と女児である場合のそれとを比較してみると、後者の方が稍々左に寄つたやうに見え、一般に出產間隔が短かい、即ち男兒の方が多い延ばされてゐるやうにみえ、試みに兩者の累積度數曲線を書いてみると第二圖の如くになつて、第一子が女児である方が男兒であるときより出產をなすものは早くすることが僅か乍ら認められることが出来るが、これは極めて輕微のもの

第九表 第一子、第二子の男女別に見たる第二子出生後第三子分娩迄の出産間隔

性の選択意識より生ずる産兒調節の存在に関する統計的観察	出産間隔	第一子 第二子	男						女							
			男			女			男			女				
			年	月	観察数	同(%)	累積度數(%)	観察数	同(%)	累積度數(%)	観察数	同(%)	累積度數(%)	観察数	同(%)	累積度數(%)
0	0—2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3—5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6—8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9—11	2	4.7	0.47	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.5	0.25	-
	0—2	11	25.7	3.07	6	14.6	1.46	7	18.7	1.87	10	25.0	2.75	-	-	-
	3—5	16	37.7	6.84	14	34.0	4.85	17	45.3	6.40	13	32.5	6.00	-	-	-
	6—8	24	56.6	12.50	22	53.4	10.19	22	58.7	12.27	37	92.5	15.25	-	-	-
	9—11	44	108.6	22.88	33	80.1	18.20	38	101.3	24.40	42	105.0	25.75	-	-	-
	0—2	55	129.7	35.85	50	121.4	30.34	47	125.3	34.93	43	107.5	36.50	-	-	-
	3—5	50	117.9	47.64	43	104.4	40.78	34	90.7	44.00	49	122.5	48.75	-	-	-
	6—8	43	101.4	57.78	51	123.8	53.16	49	130.7	57.07	31	77.5	56.50	-	-	-
1	9—11	38	89.6	66.75	35	85.0	61.65	26	69.3	64.00	47	117.5	68.25	-	-	-
	0—2	35	82.5	75.00	21	51.0	66.75	25	66.7	70.67	26	65.0	74.75	-	-	-
	3—5	13	30.7	78.07	26	63.1	73.06	17	45.3	75.20	19	47.5	79.50	-	-	-
	6—8	17	40.1	82.08	19	46.2	77.67	21	56.0	80.80	15	37.5	83.25	-	-	-
2	9—11	16	37.7	85.85	7	17.0	79.37	9	24.0	83.20	9	22.5	85.50	-	-	-
	0—2	11	25.9	88.44	13	31.6	82.52	12	32.0	86.40	14	35.0	89.00	-	-	-
	3—5	10	23.6	90.80	16	38.8	86.41	8	21.3	88.53	11	27.5	91.75	-	-	-
	6—8	9	21.2	92.92	9	21.8	88.52	6	16.0	90.13	4	10.0	92.75	-	-	-
3	9—11	2	4.7	93.40	6	14.6	90.05	9	24.0	92.53	4	10.0	93.75	-	-	-
	0—2	6	14.2	94.81	3	7.3	90.78	4	10.7	93.60	5	12.5	95.00	-	-	-
	3—5	1	2.4	95.05	3	7.3	91.50	3	8.0	94.40	1	2.5	95.25	-	-	-
	6—8	3	7.1	95.75	6	14.6	92.96	2	5.3	94.93	5	12.5	96.50	-	-	-
4	9—11	3	7.1	96.46	2	4.9	93.45	2	5.3	95.47	2	5.0	97.00	-	-	-
	0—2	2	4.7	96.93	5	12.1	94.66	3	8.0	96.27	3	7.5	97.75	-	-	-
	3—5	1	2.4	97.17	6	14.6	96.12	1	2.7	96.53	2	5.0	98.25	-	-	-
	6—8	1	2.4	97.41	1	2.4	96.36	3	8.0	97.33	2	5.0	98.75	-	-	-
5	9—11	3	7.1	98.11	1	2.4	96.60	1	2.7	97.60	2	5.0	99.25	-	-	-
	0—2	2	4.7	98.58	4	9.7	97.57	3	8.0	98.40	-	-	99.25	-	-	-
	3—5	-	-	98.58	4	9.7	98.54	-	-	98.40	1	2.5	99.50	-	-	-
	6—8	1	2.4	98.82	1	2.4	98.79	-	-	98.40	-	-	99.50	-	-	-
6	9—11	-	-	98.82	-	-	98.79	1	2.7	98.67	-	-	99.50	-	-	-
	0—2	2	4.7	98.58	4	9.7	97.57	3	8.0	98.40	-	-	99.25	-	-	-
	3—5	-	-	98.58	4	9.7	98.54	-	-	98.40	1	2.5	99.50	-	-	-
	6—8	1	2.4	98.82	1	2.4	98.79	-	-	98.40	-	-	99.50	-	-	-
7	9—11	-	-	98.82	-	-	98.79	1	2.7	98.67	-	-	99.50	-	-	-
	0—2	1	2.4	99.06	-	-	98.79	1	2.7	98.93	-	-	99.50	-	-	-
	3—5	1	2.4	99.29	-	-	98.79	1	2.7	99.20	1	2.5	99.75	-	-	-
	6—8	-	-	99.29	1	2.4	99.03	-	-	99.20	-	-	99.75	-	-	-
8	9—11	1	2.4	99.53	-	-	99.03	1	2.7	99.47	-	-	99.75	-	-	-
	0—2	-	-	99.53	1	2.4	99.27	1	2.7	99.73	-	-	99.75	-	-	-
	3—5	-	-	99.53	-	-	99.27	-	-	99.73	-	-	99.75	-	-	-
	6—8	1	2.4	99.76	-	-	99.27	-	-	99.73	-	-	99.75	-	-	-
9	9—11	-	-	99.76	-	-	99.27	-	-	99.73	1	2.5	100.00	-	-	-
	0—2	1	2.4	100.00	-	-	99.27	1	2.7	100.00	-	-	-	-	-	-
	3—5	-	-	-	2	4.9	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6—8	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	9—11	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0—2	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3—5	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6—8	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	9—11	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0—2	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3—5	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6—8	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	9—11	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0—2	-	-	-	-	-	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3—5	-	-	-	-	1	2.4	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-
	6—8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			424			412			875			400				

第三圖 出產間隔度數分布曲線(第二子——第三子) 半對數グラフ

第四圖 出產間隔累積度數曲線
(第二子——第三子)

で、この程度の差が見られるからと云つて、第一子が男兒である時は第二子の妊娠を延ばすとか、女兒であつたからと云つて男兒を得るために努力するとか、簡単には斷定出来ないのではなからうかと思はれる程度のものである。

(ロ) 觀察二、第二子——第三子の出產間隔

次に更に性の差違による出產間隔の問題を追求するため第二子——第三子の間隔を第一子、第二子の性別に見てみると第九表及び第三圖に示す如くであるが、この場合にその組合せは四組に分けられることは第七表に見らるゝ如くである。

第三圖に就てこの四つの曲線を比較してみると、夫々凹凸高低があつて明瞭でないが、何れも前の場合と同様に川上氏の函数曲線に一致したる形をとり、先づ夫々の出產間隔には著差なしと見るべきであらう。これに就

ても累積度數曲線を書いて見ると第四圖の様になつて、最も早く出産するのは第一子女兒、第二子女兒の群であるが、男兒——男兒群は之に次いで早く、男兒——女兒群は最も遅いことが見られるも、四者の間には性による確然たる差違が認められない。即ち若し性の選擇の意識があつて出産を遅らすやうなことがあるとするならば、男兒——男兒群が已に男兒を一人も續けて産んだのであるが故に最も遅かるべきであるのに、此の場合か、る傾向はなく、其の他に於ても同様で、これ等のことから見ると前出生児の性によつて出産間隔は變化をうけることなく、これらは全く偶然の事象の如く見受けられるのである。

これ等二つの觀察から見るに第一子が男兒である場合は、多少女兒である時よりも出産間隔が延びる様にも見られるが、第二子——第三子の間隔では性による差は判然とせず、雜然として明確なる關係は認め難く、これ等からすると出産間隔に於ても性の差はあまり確然たる影響をもつものではない様に思へるのである。

唯この場合觀察は第三子迄のものであり、未だ兒の數が少く夫婦の經濟的意欲の問題に關係する迄には到つてゐないとも言へるし、乳兒死亡と死産の場合を材料から取除いたため、この觀察では第二子及び第三子不妊率を見、更に夫々の妊娠率を求めて比較を行ふことが不可能であれば、それを行ひ得なかつたことは遺憾とするところであり、従つて確然たることは言へないが、今迄述べ來たつたこれ等の事實から考へると、性の選擇が出産間隔に影響あるかどうか斷言することは出來ず、今後の研究に俟つところが多いとなすべきであらう。

(四) 要 約

性の選擇、男兒への好みの意識が働くて男兒出生後は、女兒出生の場合性の選擇意識より生ずる産兒調節の存在に關する統計的觀察

より妊娠を遅延させる様なことがあれば、出産間隔に影響が及ぶべき筈であるとの豫測のもとに、前出生児の性の差違により出産間隔の検討を行つてみたが、第一子——第二子に多少ある様な感じがするが、第一子——第三子に於ては全然認められずして、先づこの二つの場合に於ては偶然の結果の様に見え、出産間隔から見てもこの材料からは性の選擇による妊娠遅延の傾向は判然としてゐない。

四、考按及結語

Prevost や古屋氏の言ふが如き男兒に對する好み、即ち性に對する選擇意識が出産に於てはたらき、妊娠の調節が行はれるといふやうな事實が我が國に於て認められるか否か、出産兒數の少い、大部分都市に居住し、教育程度も割合高い俸給生活者群に就て、(一)先づ在來の諸家と同様に性比の家族集積性を追試し、(二)次いで特別家庭の性比に就て考察し、(三)最後に性の差による出産間隔の比較を行つたが、前述の如くその何れに於ても特に男兒に對する好みの意識が作用してゐると思はれる點は質證することが出來なかつた。即ち男女の生れる割合は全く偶然に支配され、蓋然律によりて期待されると同様の組合せを以て生れて居り、特に男兒のみ多く生れてゐるが如き家庭は認めることは出來ず、又已に兒を生みあけたと見られる家庭に於ても特に男兒が多く生れてゐると思へず、別の觀點から出産間隔に就て見ても男兒が生れたるて次の妊娠を遅延、制限してゐるやうなこともなく、殆んど同じ間隔で次の妊娠が成立して居り、檢討の目的たる性の選擇なる心理的意識より生ずる人爲的要素の存在はこの觀察材料に於ては發見することが出來なかつた。

妊娠力低下の真因が單に生物學的の妊娠能力の減退、即ち性衝動の減弱

による性交回数の減少とか、疾病特に性病、結核の蔓延による不妊者の増加、婦人の労働戦線進出による生殖器官の機能不調等の生理學的、病理學的原因に止まるばかりで無く、社會心理的に繁殖理念の缺如とか、經濟的、道徳的觀念より多兒家族の形成に對する嫌惡とかいふ意識が働き、避妊を行ふものの多くなつたことが大いに關係してゐることは識者の等しく認めるところであるが、如何に避妊を行はんとするに到つても正常なる婚姻を形成せる以上、兒を全く欲しない夫婦は先づ無く、必ず一人以上の兒は望むことは疑ひも無く、唯その數の多くなること、間隔の近いこと等を望まないのが、その根本心理であることは疑ひもなしことで、この場合に Prevost 古屋氏の言ふやうな男児への好み、或は性的選擇意識がはたらくことは社會の通念として多少なりともあることは豫想に難くないものであるが、余の觀察に於て、この傾向が見られぬことは何故であらうか。

先づ考へられることは避妊がたとへ行はれてゐても兒を制限することに際して、男女の區別を行はず、單にその數をのみを問題とするのではないといふことであるが、この事は前述の如く現在の如き社會通念からしては考へ得ないことではあるが、一應問題となるところであらう。次には避妊が全然行はれて居らず、この調査群に於て産兒數の少いことは、唯單に晚婚によつてのみ招來されたものではないかといふことが考へられるが、この事に就てはこの調査の概報に於て各調査群別に婚姻年齢の比較が行はれてゐないため、何れとも言ひ得ない。

又この調査に於ては調査對象には婚姻持続期間の長短何れをも含括されてゐるので、たとへ避妊の傾向が最近認められる様になつて來たとしてても、古き婚姻夫婦の數が多く、これ等のために判然としないのではないかと云ふことも考へられる。この事は一考に値することで、婚姻成立の時代

別に觀察をする必要があるが、この場合は觀察例數が少いため充分なる觀察が出來難いと思つたため、敢て行はなかつたのである。

尙最も問題になるのは余の用ひたる調査群が、かかる検討に用ひるに果して適當であつたか否かと言ふことであらう。然し乍らこの調査群の性質からして、この出產力調査の蒐集票中に於ては最も適當のものであらうことは既述の通りである。この外に未だ觀察の方法等考究すべき點は多數あると思はれるところである。

何れにしてもこれ等の諸條件が明かにされぬ限り余の觀察結果から產兒調節、特に性的選擇意識から行はれる夫婦が認められぬから避妊の傾向が全然認められないと斷定することはあまりに早計のことであるを以て、ここに斷論することは保留するが、この問題の究明は更に別の材料に就て、新しき觀察方法を以て検討の行はれることが、今後残されたる問題であるとなすべきであらう。

出生率低下、殊に妊娠力低下の問題は時局下人口問題の強調せられる折柄、極めて重大なることで、これが原因の究明解決こそ、人口増殖の眞の対策決定の根義であつて、生物學的に、將又社會經濟的に今後更に一層の研究、觀察に俟つところが極めて大きいと言はねばならない。

参考文獻

一、青木嘉治→向井
II. Bluhm A. (田中博士 三三〇頁)

Bluhm 女史は二十日鼠をアルコールを以て中毒状態になし、交尾させた結果、その繁殖力には變化がないが、產雄率の高まることを認め、雄を生ずる精虫は、雌を生ずる精虫より抵抗力が大である爲なりと言つてゐる。

Spermien und Fertilität Stuttgart

Generates せ Parkes 其の他の 例々が如く精虫に長短二型のあつゝいとは認め難い。

」とお報告して居り、」の型の杆達が Lenz の内運動度の差を出でるのだから」と感ずるる。

- 四、Huntington E. (1938) *Season of birth* New York
 五、今井喜孝(昭和拾壹年) 遺傳學講義 雄山閣
 六、川上理一(昭和拾四年) 生物統計學概論 金原書店
 七、川上理一(昭和拾四年) 人類遺傳學序論 公衆衛生院
 八、侯 扶桑(昭和拾六年) 民族衛生第九卷 八九一九八頁
 九、Kaltzoff and Schröder (植物及動物第七卷 二二二四頁より引用)
 Kaltzoff & Schröder の兩氏は精虫の生物物理學的研究を行ひ、精液に電流を通じたりと實驗結果を報告してゐる。
 一〇、近藤忠雄(昭和拾七年) 民族衛生第一〇卷 一六五一八〇、一九五一|一〇|
 〇|一頁
 一一、古屋芳雄(昭和六年) 民族衛生第一卷 三一八一一三九七頁
 一二、古屋芳雄(昭和拾壹年) 民族生物學研究 第一輯 五九一九二頁
 一三、久保秀史(昭和拾參年) 民族衛生第七卷 二八〇頁(會)
 一四、Lenz F. (1923) *Arch. f. Hygiene* Vol. 93 S. 126—150
 Lenz は男胎が女胎に比して受精時に多くとは、男胎を生ずる精虫が女胎を生ずる夫れより運動度が敏活であり、この爲に受精に與かる機會が多いためである
 と假説を立てゝゐる。
 一五、Lenz F. (高口) 民族生物學研究第一輯 一三一八頁より引用)
 一六、向井麿次平、矢ヶ崎徳藏、青木嘉治、鈴木三藏(昭和拾壹年) 民族生物學研究 第一輯 九三一—一〇三頁
 一七、内閣統計局(昭和貳年) 父母の年齢と出生との關係
 一八、岡崎文規(昭和拾五年) 人口問題研究第一卷第七號
 一九、Parkes A. S (1926) *Eugenic Review* Vol. 17. S. 275—295
 Parkes, Woddsdalek, Zeleny and Faust 等之Lenz の假説と同じことを述べ、
 の根據として、人、馬、豚、牛、豚の精虫の長さを測定し、長短二型の精虫のある性の選擇意識より生ずる産兒調節の存在に関する統計的觀察
 ト上巻 五五頁より引用)
 一一一、Schöner (1937) (森口) 產科と婦人科第七卷 一一一四頁より引用)
 Schöner は性の決定は母體の栄養狀態に關係するところ大で、血液中のコレステリン濃度が大であると卵細胞は女性に、小なると男性に分化するもので、性決定にはコレステリン代謝が主なる役目を演ずるものである。→Schöner
 一一二、鈴木三藏→向井
 一一三、田中泰廣(昭和拾六年) 遺傳學 袋華房
 一一四、立川 清(昭和拾五年) 厚生科學第一卷 一一一一一四|一頁
 一一五、塙原 寛(昭和拾四年) 慶應醫學第一九卷 五九一八六、三九一—四〇
 一頁
 一一六、土田常吉(昭和拾貳年) 生物統計學 岩波書店
 一一七、Unterberger (今井博士 三九四頁)
 Unterberger によれば腹内がアルカリ性であるときは男児が受胎されぬものである
 つて、彼によれば性の決定は腹内の水素イオン濃度に極めて關係があるものである。
 一一八、Woddsdalek J. E. (田中博士 一一一六頁) → Parkes
 一一九、Yamamura A. (1941) 遺傳學雜誌第八卷 一一一—一一一頁
 一一〇、山村 篤(昭和拾六年) 民族衛生第九卷 八一|頁(會)
 一一一、矢ヶ崎徳藏→向井
 一一二、Zeleny and Faust (*Generales* トウア用) → Parkes

英國の對印度植民政策(其の一)

島 村 俊 彦

第二節 遷 延 政 策

(一) 遷 延 政 策

英國の印度統治に於ける根本的態度が印度をして永く其の植民地たる地位に止まることを企圖するものであること及び其の目的を達するための手段の一つとして分割統治政策のあることは既に前節に於て述べた通りである。

英國の對印度植民政策目次
第一章 英國の寶庫印度
第二章 統 治 政 策

第一節 分割統治政策

- (一) 印度の人種
- (二) 印度の言語
- (三) 印度の宗教

- (イ) 印 度 教
- (ロ) 回 教

- (四) 回印兩教徒の相剋

(五) 英國の分割統治政策(以上第三卷第六號)

第二節 遷 延 政 策

- (一) 遷 延 政 策

(二) 印度人の政治的地位の變遷(以上本號)

第三節 印度人に對する差別主義

第四節 暴力的彈壓政策

第五章 文 化 政 策

第六章 經 濟 政 策

第七章 對王侯國政策

第八章 對ビルマ政策

第七章 英國の對印政策への反抗としての國民運動の進展

英國の對印統治政策の他の一特徴をなす、謂ゆる遷延政策もまた、其の目的とするところは分割統治政策と同じく、印度の植民地たる地位の永續を目指すものに外ならない。

ところで遷延政策といふ言葉によつて後に述べるやうな内容を包含せしむることには多少の無理があるが、外に適當な言葉が見當らないので假にこの言葉を用ひることにした。

そこで先づ遷延政策といふ言葉の持つ意味についての説明から始めることとしよう。

遷延政策といふ言葉は先づ第一に消極的な態度を意味してゐる。即ち英國の利己的判断に基づき、己に利益なしと思はれることについては、對手方から求められない限り、決して積極的に與へようとはしない。第二に對手方から好ましからざる要求を受け、周圍の事情から之れを容れざるを得ない場合に立到つても、問題の解決を出来るだけ引延さんと努力する。第三に對手方の要求が次第に熾烈となり、最早黙殺し得ないといふ事態に達する。ここで漸く中譯的な讓歩をして對手方の強硬態度の緩和に努める。勿論讓歩といつても成る可く實質的な讓歩はせず、名目的な讓歩によつてお茶を濁さんとする。のみならず讓歩するに當つても、分割統治或は後に述べる彈壓政策の原則に基づき、讓歩が同時に對手方陣營の分裂抗争を誘

發する如く、また讓歩が更にそれ以上の讓歩の原因とならざるやう不平等を彈壓せんとたくらむのである。是等の統治方式が謂ゆる遷延政策といふ言葉によつて示される統治策であつて、英國植民政策的一大特徴をなすものである。

分割統治政策といひ、遷延政策といひ、何れも英國の國民性の一面たる粘り強さ、彈力性、狡猾さを反映せるものであり、國民性の他の一面たる冷酷性は後に述べる彈壓政策或は英印人差別主義として、また貪慾性は採取政策として具體化してゐるのである。

遷延政策は、印度人の政治的要要求に對する英國側の態度に於て典型的に現はれてゐる。

十九世紀の半以後より現在に至る時期は、政治的には印度人の政治的要要求、自治権の要求を繞る争鬭と、之に對する英國側の讓歩に讓歩を以てする、妥協の時代であるが、それも決して實質的な讓歩はなき、最少の名目的讓歩によつて、印度人の政治的要要求を宥和するための掛けが粘り強く續けられた時代であった。

前世紀以來の絶えざる鬪争によつて、印度が現在までに獲得せるものは僅かに州自治に過ぎない。然かも地方自治とは單に形式上のものに過ぎず、最後の決定権は依然總督及び知事に掌握されてゐるため、結局總督及び知事の獨裁政治が保持されてゐる。

勿論英國も最後には印度の獨立を認めざるを得ない時が來ることは觀念してはゐるであらうが、今後小刻みに讓歩を繰返へすことによつて、尙ほ當分の間は印度支配を繼續し得ると考へてゐるのであらう。在印の一英人は「現在の如き狀態の續く限り、英國は印度に對し讓歩に讓歩を重ねるとも、今後少くとも數百年は讓歩の材料に窮することはあるまい」と嘯いたとい

ふことであるが、蓋し英國の對印度統治方針を表明して遺憾なきものであらう。

以下前世紀の中葉、英國直轄統治以來最近に至る、印度人の政治的地位によつて遷延政策の如何なるものなるかを知り得るであらう。

(二) 印度人の政治的地位の變遷

印度に於ける英國の政治的弒政、經濟的收奪、之等を原因とする餓饉の頻發、印度手工業の沒落、農村の荒廢等によつて次第に蓄積されつゝあつた印度人の不滿は一八五七年遂に最初の民族運動たる土民兵の叛亂として爆發した。叛亂はたちまち、英國支配の下に呻吟せる一般民衆にまで波及し、全印度は叛亂の嵐に巻き込まれた。かくて一時英國の印度支配は危惧に頻したが、叛軍側の内部的對立と英國側の巧妙なる戰略によつて、叛亂は遂に鎮壓せられてしまつた。

セポイの叛亂を機として、英國の反東印度會社與論は沸騰し、翌五八年には東印度會社は解散せられ、印度は一八五八年の印度統治法により英國政府による直接統治に移されることになつた。爾來現在に至る八十餘年間は、印度人の民族的自覺の發揚に伴ひ、英國側が讓歩に讓歩を重ねてゐた時代であつて、此の間印度人の參政の道は次第に開けてゐつたのである。

そもそも印度に於て立法事項のみを處理する機關が初めて設置されたのは一八六年の總督立法參事會であつて、印度人も總督の任命によつて之れに參加せしめられることとなつた。これ印度人參政の初まりである。

總督立法參事會は總督主宰の下に、總督行政參事會員（總督行政參事會は總督主宰の下に國王又は印度大臣によつて任命せられる普通參事會員と

軍司令官たる特別參事會員によつて組織される)と總督によつて任命される附加參事會員とを以て組織され、附加參事會員のうち少くとも半數は非官吏たる印度人、ヨーロッパ人、アングロ・インディアン(英印混血兒)によつて組織されることになつてゐた。

またボンベイとマドラスのプレシデンシー(ボンベイ、マドラス及びカルカッタの諸州は古稱に従ひ特にプレシデンシーと呼ばれる)にも知事立法參事會が設置され、行政參事會員、檢事長及び附加參事會員(知事任命、半數は非官吏)によつて組織されることとなつた。かくて印度人も英人同様に議員に任命され得る資格を與へられた。

立法參事會は立法の目的のみに開催され、而して立法參事會員の權限は、一定の法案についてのみ發言を許されるのみで政府の參事會員に対する質問權、回答要求權もなく、政府當局の施設を糾撻することも許されなかつた。また財政法案に對しては何等の發言權も認められなかつた。

かくの如く立法參事會は政府の諮詢機關に過ぎなかつたのであるが印度人に何等の諮詢權を與へられなかつた從來の專政制度に比べれば一段の進歩であることは認めてよいであらう。

かかる政治機構は一八九二年の印度參事會條令の發布まで著しき改革を経ずして運用されてきた。然るにこの三十年間に於て、印度は各方面に於ける近代化への道を歩みつゝあつた。鐵道の發達、外國貿易の急速なる發展、近代的企業の勃興、教育の普及等は之に伴ひ知識階級印度人の政治的自覺を急速に増大せしめつゝあつた。恰もかかる際、一聯の事件が起り、知識階級間に於ける對英感情を悪化せしむる結果を來した。

それは第一に、印度人の官吏登用を事實上不可能ならしむるために故意に印度文官試験の受験資格を變更したこと、第二にアフガン戰爭(一八七

八——七九年)は印度財政に對して非常な重壓を加へたが、そもそもその戰争が全然英國の利益のためのものであつたといふこと、第三に武器條令によつて印度人の武器所有が禁ぜられ、またヴァーナキュラー新聞條令によつて印度新聞が沈黙を強制されたこと等で、これらの事件によつて、次第に高まりつゝあつた反英感情は急激に増悪した。當時印度人の民族意識の昂揚と對英憤懣は正にセポイ叛亂當時にも比すべき熾烈さであつたといはれてゐる。

國民會議の創立はかゝる情勢の下に行はれたものであり、印度の反英的政治團體の發生の抑へ難きを察した英國は先手を打つて、進んで印度國民會議を組織し、それを英國に有利な方向に誘導せんとした。

一八九二年の印度參事會條令は次第に増大し行く印度人の政治的要求に對する英國側の讓歩の結果であり、立法府の權限擴張と選舉主義の採用の要求が僅ながら容認された。

同條令によつて、中央及び地方の立法參事會はその組織を擴大するも共に、その權限も擴張された。即ち中央及び地方の總督及び知事立法參事會の附加參事會員が増員されるとともに、附加參事會員中非官吏會員の一部のものについて、之を推薦する權限を自治團體又は下級政廳等の推薦團體に與へ、間接的制限的ながらも選舉主義の原則を採用した。

尤も附加參事會員の任命權は依然として總督又は知事の手にあることは舊法と變らない。同令は參事會員に對し豫算案についての討議權(但し採決權は賦與されなかつた)及び行政部に對する質問權を與へ、また州立法參事會の權限についても之を明確に規定し、僅ながらも權限の擴張を行つた。

さて十九世紀の末期に於て印度は歴史上稀有な長期にして激烈な饑饉に(1)

襲はれ、それと共に猛烈なペスト、マラリアが猖獗を極め莫大な死亡者を出した。

(註) 一八七六—七八年 デカン高原地帯よりパンジャブに及ぶ大饑饉

一八九五—九七年 西北國境州よりマドラスに及ぶ大饑饉

一八九九—一九〇〇年 デカン高原地帯よりパンジャブに及ぶ大饑饉

かゝる出来事は帝國主義政策が印度に如何なる影響を及ぼしつゝあるか

を民衆に痛感せしむるに役立つた。鐵道は饑饉の時には農民に物資を給與する手段として有用であり得るが平時は農民の食料其の他の生産物を容易に運び去る。また灌漑は農民をして輸出向農作物を栽培せしむるに役立つた。この二つのものは全印度をして英國に對する原料品の生産者たる地位に轉換せしめた。

かくて一見進歩の如く見えた印度の鐵道と灌漑は、それが印度搾取の手段として利用された結果印度の饑饉を激化し、勞働者、農民の貧窮を促進し、社會不安を激化した。

また當時英國は西藏、ブータン、ネパール、アフガン等の接壤地域、南アフリカ及び極東に於ける自己の權益の確保伸長のために印度の歲入を流用したが、これは印度に對する英國の唯一の目的が經濟的搾取であるといふ民衆の確信を愈、強めた。

かゝる形勢にあつた際に、總督カーラソンの彈壓政策が採られ、ベンゴール分割令を强行した。かくの如き一聯の出来事は印度人の國民的感情を刺

戟し、政治的地位に對する不滿を愈、高めずには置かなかつた。

また二十世紀初頭に於ける日本のロシアに對する勝利が印度人の民族的自覺を一段と昂揚せしめ、國民運動に對して大きな刺戟を與へたことは見逃せない。

かくて排英氣運は次第に濃厚となり、印度各所には祕密結社が組織され、テロと一揆が頻發し、全印度に亘つてスマデシ運動即ち英國製品の不買によつて政治的要求を貫徹せんとする運動が展開された。

かゝる事態に直面して英國は何等かの宥和策を探るの必要を認め一九〇九年、謂ゆるモーレー・ミント改革案を發布して印度人の要望に應へんとした。

モーレー・ミント改革 即ち一九〇九年印度參事會條令は先づ總督及び州立法參事會の規模を飛躍的に擴張し、附加參事會員も著しく増員されると共に選舉主義の原則を明確に規定した。しかるに中央に於ける總督立法參事會の構成は官吏議員の絶對多數を確保する如く仕組まれ、また非官吏議員のうちの若干は依然任命によるものであつたから、民族運動指導者は同改革を以て反動的改革となし之を排撃した。地方に於ては非官吏議員が多數を占める規定であつたが、實際に於て選舉議員が多數を占めたのは僅かにベンゴール州のみであつた。

また同會は宗教、經濟、其の他特殊利害關係（大地主、商業會議所、大學、回教徒）からの謂ゆる團體選舉制を採用してゐることは注目すべき點で、殊に宗教關係で選舉制を認められたのは回教徒のみであり、しかも回教徒については直接選舉制を採用したことは回教徒を懷柔し、以て印度人の結束を亂さんとする分割統治策の表はれであること謂はずして明かである。

一九〇九年の條令により立法參事會の權限は或る程度擴張された。即ち中央地方ともに豫算案に對し討議及び採決をなし得ることとなつた。更に一般社會に重大な利害關係ある重要議案については立法參事會は決議案を提出し、採決し、且つ政府當局の措置を糾弾する權限も認められるに至つ

た。

然しながら立法參事會に對する右の如き權限賦與も結局、立法參事會をして行政政府を補佐せしむる以上の事は何等企圖されてゐなかつたことは印度大臣モーレーが印度に議會政治を採用する何等の意圖を有するものでないと聲明したことによつて明かである。

一九〇九年の改革の他の重要な點は、英本國及び印度英人官吏の反対にも拘らず總督及び州の行政參事會に始めて印度人を參加せしむることとしたことである。尤も本國の印度參議院（印度大臣の補佐機關にして次官と參議院議員より組織さる）には既に一九〇七年に二名の印度人が議員に任命されてゐる。

さて一九〇九年のモーレー・ミント改革は印度の輿論を宥和するどころではなく、却つて印度人の反英感情を刺戟するの結果となつた。

次いで英國は一九一二年の印度統治法に於てベンゴール分割を取消し、更に行政區割の變更や、立法參事會の組織と選舉規程について若干の修正を加へたが、かかる英國側の讓歩も何等印度國民運動の要求を満足せしむることは出來なかつた。

一九一二年の印度統治法によるベンゴール分割令の取消に自信を得た革命派の陰謀はその後も續けられ、また從來英國に好意的であつた回教徒もベンゴール分割令の取消、英國のペルシャ、トルコ等に對する反回教的政策に不滿を抱くに至つた。更に南阿聯邦に於ける印度人排斥法は印度人を激昂せしめた。

かくの如く印度に於ける反英氣運が次第に激化しつゝあつた際に第一次大戰が勃發した。

第一次大戰は印度の獨立達成に絶好の機會を提供した。

英國の對土宣戰は、それをきつかけとして、印度回教徒をしてカリフ擁護の名の下に反英運動を開始せしめた。米國にある印度革命黨はビルマの叛亂を使嗾し、獨逸は印度の革命派に働きかけ、ベンゴール方面より武器を密輸せんと計つた。かくて印度の反英輿論は急速に悪化し、印度全地域にわたり何時革命が勃發するやも計り知れざる事態となつた。

かかる形勢に驚愕せる英國政府は、一九一五年印度保安法を發布し、危険分子を幽閉し、重大政治犯を特殊裁判によつて簡易に處罰する一方、新聞條令を以て極端な言論抑壓方針を探つた。

しかし戰爭そのものに對する印度人の公然たる反対が殆んど見られなかつたといふことは英國にとつて誠に幸であつた。

大戰は英國側によつて「自由とデモクラシーのための戰ひ」であると聲明された。そこで國民主義指導者は戰時中英本國に對し忠誠を示すならば、戰後自分等の要求が容れられるであらうと考へた。

戰時の難局に際し、印度人は英國に反抗する代りに、凡ゆる方法を以て英國を援助した。

英國は印度人を味方に引き入れ、反英抗争を緩和すると共に、印度人の示した莫大な人的、物的援助に報いるために一九一七年印度大臣モンターギュをして下院に於て「イギリスの政策の目標は、印度に於ける責任政府の漸進的實現にある」と聲明せしめた。

この聲明後、モンターギュは渡印し、總督チャルムスフォードと共に報告を提出した。この報告の研究並に審議の結果成立したものが一九一九年の印度統治法である。本法は一九二一年を以て實施されることとなり、こゝに於て印度に於ける最初の自治制度が謂ゆる兩頭政治制度或は二重政

治制度の下に部分的ながら州の政治の上に實現せられるに至つたのである。

一九一九年の印度統治法の骨子は大體次の三點に要約し得る。

一、中央政府と州政府との職能及び権限を分離し、從來の中央集權の方針を廢して、將來の聯邦制への基礎を置いたこと

二、從來の間接選舉制を廢して直接選舉制となし代議制の基礎を置いたこと

三、州の政治については二重政治制度の下に部分的に民主主義原則を導入し、印度人による自治制度を認めたこと

先づ州政府の改革について見れば、一九一九年の印度統治法によつて英領地域の行政を印度政府の管轄に屬する中央事項と州政府に屬する州事項に分離すると共に州事項を更に保留事項と移譲事項とに分け、謂ゆる二重政治制度の下に移譲事項について不完全ながら自治を許容した。尚ほ中央事項は國防、外交、土侯國關係、交通、通信、航海、貨幣、金融等を主とし、また州事項のうち土地關係、饑饉救濟、水利、山林、司法、警察、代理機能等は保留事項であり、移譲事項は地方自治、教育、保健衛生、土木、農工業獎勵が主たるものである。

州事項中保留事項は「參事會に於ける知事」の管轄に屬し、非官吏たる印度人をも含む行政參事會員を以て組織される行政參事會によつて所管され、知事が権限を握つてゐることは從來通りである。移譲事項は「州大臣」と共働く「知事」の管轄下にある。各行政部大臣は行政參事會員又は官吏に非ざるものの中より知事によつて任命され。知事の欲する期間在職する。各行政部大臣は移譲事項については原則として何等の干渉を受くることなく議會に對する責任を行使し得ることとなつてゐるが、しかし移譲事

項についても中央政府は一定の條件の下に州政府を取締り、指揮し、監督する権限を有するのみでなく、知事は移譲事項については反対の根據十分ならざる限り大臣の勸告に従はなければならぬが、然らざる場合には他の行動をとることを要求し得、更に知事は緊急の際空位によつて移譲事項を管掌すべき大臣が居らざる場合は一定権限以内で同事項を一時管轄しうる。その結果知事は移譲事項に關しても絶對的な権限が附與されてゐる譯である。

中央に於ける行政組織の改革は僅かであつたが、行政參事會の印度人議員は増員された。

次に州の立法機關たる知事立法參事會の組織と権限には大改革が加へられた。

即ち知事立法參事會が行政參事會員、任命議員及び選舉議員を以て組織されることは從來と變りないが、選舉議員が最低七割とされた事は注目すべき改革であつた。

また州立法參事會の選舉制度も改革が加へられ、從來の間接選舉より直接選舉に改められたと共に、選舉團體が更に細分され、一九〇九年の選舉制度に於ける大地主、商業會議所、大學、同教徒以外にヨーロッパ人、アングロ・インディアン、印度キリスト教徒、シーカ教徒及び農工鑛商の產業團體にも選舉制度が認められ、更にある州では女子の選舉権が認められた。

州立法參事會の権限もまた可成りの擴張をみ、法律の規定する一定の條件の下に州の平和にして且つ善良なる統治のために法律を作成する廣汎な権限が賦與された。然し印度の公債、關稅、印度政府の権限に屬する課稅、帝國軍隊、外國及び土侯國との外交關係、中央の立法府に留保された

事項等々については豫め總督の認可を経なければ法律を作成することが出来ず、更に州保留事項については、その法案が州立法參事會によつて拒否される。

されても、知事が必要不可缺と認むるときは知事の署名を以て法律としての效力を發生することになつてゐる。

かくの如く重要事項に關する最後の決定權が總督と知事に掌握されてゐる結果、立法參事會の立法活動は甚だしく限定されざるを得ない。

財政案については減債基金、國王又は印度大臣の裁可を經て任命された官吏の俸給、年金其の他特殊事項に關するものは州立法參事會の審議から除外され、また保留事項に關するものについては立法參事會の拒否する場合に於ても知事の認定によつて效力を發生するので州議會が最後の決定權を有するものは比較的重要性のうすい移譲事項に關する財政案のみに過ぎない。

次に中央立法機關について述べれば、從來の總督立法參事會なる名稱は

印度立法議會と改名され、一院制の立法府は上下二院に改められた。上院の定員は六〇名以内で、その内選舉議員三四名、任命議員二六名（官吏一〇名、非官吏六名）と定められた。

下院は定員一四四名、うち選舉議員一〇四名、任命議員四〇名（官吏二四名、非官吏一六名）とせられた。

選舉方法も改正され、州議會と同様に直接選舉と團體別の分離選舉制が採用された。なほ選舉資格については年齢の外に、居住、財產等について一定の條件を附し、かつ財產資格が上下院で異なるため選舉權者は上院で二萬人に過ぎず、下院に於ても百五十萬人と極めて制限的であつた。のみならず選舉制度が直接選舉制と宗教關係、人種、產業別の分離制度をとつてゐることは分割統治策の現はれとして注目すべき點である。議員の任期は

上院五年、下院三年にして議會の召集、解散、延期の權限は總督の手中に握られてゐる。

中央立法機關の權限も擴張された。中央議會は中央の事項のみでなく、原則として英領全地域にわたる、凡ゆる事項に關する法律を審議する權限を附與された。しかし中央議會は國家の公債及び收入、宗教、軍隊、外交等に關して何等かの影響を及ぼす如き法律を審議するに當つては豫め總督の承諾を必要とし、また議會が總督の勸告せる形式通りに可決することを拒否せる場合、總督が英領地域の安全及び利益のために不可缺と思惟するときは、その法案は總督の署名によつて議會を通過せるものと同様の效力を發生するので議會の權限は非常に限定されざるを得ない。

次に豫算については兩院は減債基金、公債利子、官吏の俸給及び年金、宗教、政治、國防等に關して總督令によつて決定された支出、法律により定められた支出等に關する事項以外については審議採決する權限が附與されてはゐるが、然し財政案は總督の勸告なしには上程し得ないし、また議會が財政案を否決した場合には總督が自己の責任遂行上不可缺と認めた場合には議會の協賛を経たと同様に取扱ふ權限が與へられてゐる。更に總督は英領地域の安全のために必要と思惟する緊急の場合には、財政上の非常權限が附與されてゐるので議會の權限は極めて限られてゐる。

以上の如く印度議會は立法及び財政に關して、從來に比し相當大きな權限を與へられたとはいふものの、議會としては一つの絕對的權限も與へられてゐないのである。たゞ兩院とも選舉議員が絶對多數を占めてゐるとはいふものの、議會は總督の意思に反しては何等の決定權をも有し得ないのである。

かくて一九一九年の印度統治法は英國側としては相當思ひ切つた讓歩であることは分割統治策の現はれとして注目すべき點である。議員の任期は

あつたであらうが然し印度統治の實權は依然總督と知事によつて掌握され、印度人の獲得したところは結局名目上の自治に過ぎず、印度人の要望する自治領乃至安全獨立とは距ること遠いものであつた。

これより先き印度は大戰後の深刻なる經濟不況と未曾有の流行性感冒の猖獗の下に、深刻なる政治的社會的不安に包まれてゐた。

たまく一九一五年の、戰時特別法として發布された「印度保安法」が一九一七年滿期失效となつたので、印度政府は革命運動を壓殺するために、

一九一九年謂ゆる暗黒法案を總督立法參事會に提出し、全印度の反対を無視し、官吏議員の支持の下に強引に通過せしめた。これ即ち「ローラット法」であつて、この法律の目的は何等の取調べもなく、如何なる者でも捕縛し、投獄し得る權限を官憲に附與するにあつた。全印度はこの非人道的な法律の攻撃に沸き返つた。ガンジーは行動の必要を痛感し、敢然として蹶起した。かくてこゝにガンジーの印度指導時代が初まつた。ローラット

法に反抗せる印度民衆はガンジーの眞理把持(字義としては眞理の固執といふことであるが普通には消極的抵抗即ち非暴力、不服從、非協力運動を意味する)の運動に參加し、その運動はやがて全印度に擴がつたが、それは遂に暴動化の形勢を示し、殊に一九一九年に於けるガンジーの逮捕によつて事態は極度に陥惡となつた。ガンジーの逮捕せられて間もなく、アムリツァー市では四人以上の集會を禁ずる戒嚴令が布告されたが、それを無視した數千の印度民衆がアムリツァーの廣場に集合せるため、ダイヤー將軍は印度人部隊をして、群衆に對し無警告に發砲せしめ、死傷者千数百名を出し、あまつさへ負傷者救護の手段をも採らずに兵營に引上げるといふ事件が起きた。

これ謂ゆるアムリツァーの虐殺事件である。この事件に關し、英國上

院はダイヤー將軍の行動を支持し、また印度及び英本國在住の英人の間では將軍の勞に報いるために募金運動が盛大に行はれるといふ仕合であつた。

かゝる殘虐非道なる英人の仕打ちが嘗て見ることが出來なかつた程に印度人の民族的感情を刺戟し、かくして燃へ上つた反英感情は後々までも拭ひ得ない影響を残し、それ以後の印度獨立運動の根強い原動力となつたといはれてゐる。

かゝる空氣のさなか、一九二〇年に締結された英土和平協定が印度回教徒のカリフ擁護運動に油を注ぐ結果となり、こゝに印度回教徒の反英獨立運動も一段と燃へ盛つた。かくして一九一九年印度統治法は既に實施を見るに至らざるに早くも幾多の困難に遭遇すべき運命の下にあつた。

一九二〇年には一九一九年印度統治法實施の準備として第一回の總選舉が施行された。

この選舉に於て國民會議派は敢然として棄權の舉に出で、非協力運動、消極的抵抗の戰術によつて英國を屈服せしめんと企圖した。

かくして投票者は極めて少數に過ぎなかつた。國民會議派のボイコットの結果、州大臣が雜多な團體から擇ばれざるを得なかつたために、責任政上の權限を有してゐないことと、部下たる英人高級官吏を自由に使役し得る權限を賦與されてゐなかつたために、州政治の運営は不圓滑を極めた。

これより先き一九二〇年の總選舉を前にして。ガンジーは非協力主義運動の計畫を提議し、一部の反対者を除き大多數を以て採擇された。ガンジーの非協力運動は次第に熱烈の度を加へ、遂にガンジーの制止にも拘らず暴動化するに至つた。一九二二年にはガンジーは逮捕され、六年の刑に

處せられた。ガンジーに代つて國民會議を指導することになつたダスは非協力政策を放棄し、議會に代表を入れて、議會の機能を内部から破壊し、それによつて統治法の改革を強要する政策に轉向した。かくて國民會議はガンギー派とスマラチ黨に分裂を來すこととなつた。

一九二三年の第二回總選舉はスマラチ黨の參加の下に行はれ、中央の下院及び州立法參事會に於ける急進分子の勢力は著しく増大した。後にスマラチ黨を中心として國民黨が結成され、一九二四年の下院に於て、印度に完全なる自治を賦與するための圓卓會議開催の件を上程して、決議通過せしむる外、豫算案を否決する等の妨害工作が行はれた。また州に於ても州大臣の就任を拒否して移讓事項に關する統治法の運用を不可能なるしむる如き妨害行爲が行はれた。

かかる險惡なる事態に對應して、英國は更に一段の讓歩をせざるを得なくなつた。かくして生れたものが一九三五年の印度統治法である。新統治法の成立するまでの迂餘曲折については茲には省略する。

一九三五年的印度統治法の骨子は英領地域と土侯國よりなる聯邦制の樹立、州に於ける二重政治の廢止と全面的自治制の採用、中央に於ける保障附きの責任政治導入、ビルマ及びアーデンの分離及び選舉權範圍の擴張を規定せるものであつて、一九三七年四月より聯邦制以外の條項が實施された。

以上の如く、一見英國の讓歩による割期的改革の如く見られる一九三五年の印度統治法も、その實質に於ては依然英國による獨裁政治を維持せんとするものである。聯邦制は保守的、親英的な土侯國を加入せしむること、及び團體選舉制の採用によつて反英統一勢力の結成を阻止することを企圖せる分割政策の現はれであり、全印度は擧つて之に反対した。また地

方自治の賦與も、その形式はとにかく、其の實質に於ては印度人の期待せる自治領と距ること甚だ遠いものであつて、到底印度人を満足せしむるものではなかつた。ビルマの分離は食糧に於ける印度のビルマ依存性を利用して印度牽制の具たらしめんとするものである。

先づ中央の行政機關としては總督主宰の下に、聯邦議會議員中より任命される處の各省大臣によつて組織される大臣會議があり、大臣會議が總督を輔弼し、必要なる進言をなすことになつてゐる。しかし總督の保留事項（國防、外交、宗教）及び左記の如き特別責任事項については大臣會議の輔弼を要せず、總督は自己の判断によつて任意に處理しうるのみでなく、大臣會議の輔弼事項についても、總督は大臣會議の進言に盲従する必要はなく、必要と認むるときは自己の判断に従つて處理しうる。特別責任事項としては

一、印度又はその一部の平和安寧に對する重大脅威の防止

二、聯邦政府の財政上の安定及び信用の擁護

三、少數民族の利益保障

四、官吏の權利及び正當なる利益の確保

五、商業上の差別待遇防止

六、英國及びビルマ貿易に對する立法的不公平待遇の防止

七、王侯國の權利並に王侯の權利及び尊嚴の保護

等々の持權を有し、これについては總督は自己の行爲に對し英本國の印度大臣に責任を負ふのみで印度の聯邦及び州議會に對しては何等拘束されない。

次に地方制度については、二重政治を廢して、全面的責任政治制度を確

立し、原則として州政府の自治を認めた。

知事の下に補佐機關として内閣があり、各大臣は立法議會議員中より知事によつて任命され、知事の一存によつて免職され得ることとなつてをり、議會の多數黨が自動的に内閣を組織する譯ではない。大臣會議は行政執行につき知事を補佐し、必要なる進言を行ふものであるが、知事の保留事項、特別責任事項に關しては大臣會議の補佐を必要とせず、自己の裁量によつて任意に處理し得るのみでなく、大臣會議の補佐事項についても必ずしも、その進言に拘束されず、必要と認むるときには自己の判断によつて處理し得る。

知事は國防、宗教、外交に關し完全な獨裁權を保留するほか、總督と同様特殊責任事項として前記の如き廣義曖昧な事項を掲げ、それについては何等議會の拘束を受けず自由に處理しうる。

次に中央立法機關は總督及び上下兩院よりなる議會であるが、實質は總督の獨裁政治である。

總督は議會の召集、解散、諸法案裁可の權限を有し、印度の安寧秩序の確保、對外軍備の充實、宗教的少數民族の保護、土侯の權利擁護、英人に對する商業上の差別待遇、治安、宗教、國防、外交については總督は立法議會に對し否認權を有し、且つ必要なるときは議會の審議を中止せしめ、又非常の場合には緊急令發布の權限を有し、實際上總督は絶對權を握つてゐる。

財政案については議會の豫算審議權は著しく制限され、聯邦政府の増稅案、公債案、聯邦歲入を基準とする總ての支出は何れも總督の手を經て聯邦下院へ提出されるが、中央豫算提出權は總督のみに屬し、そのうち總督の保留事項、特別責任事項に關する支出は議會が審議し得ない。かくて議

會が審議しうるものは總額の二割に過ぎないといはれてゐる。

選舉制度については、議員の殆んど全部を選舉制とし、選舉權の資格も引下げられた。しかし分離選舉制によつて保守派、親英派が過半數を占むる如く仕組まれてゐる。

次に地方制度について述べれば、從來の二重政治制度を廢して全面的な責任政治制を確立し、原則として州政府の自治を認めた。

地方立法機關たる州立法參事會は其の名稱を廢止し、一院乃至二院制の州議會を設置することとなつた。

選舉制も非常に擴張され、完全な選舉主義が採用された。かくて選舉權者は舊統治法に比し飛躍的に增加したが、分離選舉制を採用し、保守派、親英派議員の絶對多數を確保する如き仕組である。

知事は州議會に對し召集、解散、法案の否認權並に緊急法令發布の權限を有することは從來通りである。知事はまた治安に關し緊急の場合には州議會を無視して必要と認むる措置を執り得るので依然として知事の獨裁政治が維持されてゐる。

以上の如く新統治法に於ても總督及び州知事は依然として絶大なる權能を保有し、ために舊統治法に比し形式的にはともかく實質的には殆んど何等の差違が認められないのである。

尙ほ聯邦制の實施の條件として全土侯國人口の半數以上を占め、且つ土侯國選出上院議員定員の半數を選出するに足る土侯國が聯邦加入を承認せることが必要とせられ、この條件が成立すれば英國皇帝が聯邦成立の日を指定することになつてゐる。この條件が充されざるに先立ち大戰が勃發したため、總督は中央兩院聯合會に於て聯邦制實施の無期延期を聲明した。

聯邦制に對する印度各方面の態度を見るに、土侯國は現在英國との條約

によつて有する特權、利益が聯邦制の下に於て十分に保護されないといふ専ら現状維持と特權保持の立場から反対の態度をとつてゐる。

國民會議派としてはかねて待望せる自治領獲得の立場から統治法について全面的反対の態度を示してゐる。

回教徒聯盟其の他も回教徒の利益毀損、自治の有名無實なること、種族別選舉制の不當等を理由として反対して居り、殊に回教徒聯盟は所謂パキスタン案の立場から多數黨政治たる聯邦案に反対するのは當然であらう。かくて聯邦制については印度各方面とも殆んど賛成者が無い實狀にある。

さて一九三七年の第一回州議會選舉には國民會議も參加し、新統治法反對を標榜して大勝利を得、自治州十一のうち六州では絶對多數、三州に於ては第一黨を獲得し、七州に於て自治政府を組織し、他の二州に於て聯立内閣に加はつた。以來幾度か政治上の危機はあつたが、結局英國側との妥協成立し、第二次大戰勃發まで、ともかく州自治制は運營されて來たし、社會經濟政策的な各種の改善を實現することが出來たのであつた。

然るに英國は歐洲の事態が緊急となるや一九三九年突如として、總督が緊急事態を宣言した場合には何時でも事實上の州政府の運營の權限を總督に賦與せんとする趣旨の新統治法修正案を議會に提出し、會議派の強硬なる反対を押切つて遂に可決してしまつた。

かくて總督は各州自治政府に對する指導及び統制の絶對的權限を賦與されることとなつた。

其の數日後に至り英國は對獨宣戰布告をなすに至つたが、印度總督も之に引續き印度の參戰を宣言し、戰時に於ける治安確保の手段として苛酷なる「印度保安令」を公布し、民族運動を抑壓するの學に出でた。かかる措置が印度人の不滿を醸したこととは云ふまでもない。然し印度の輿論はボーラ

ンドに同情し、從つてまた聯合國側に好意的であつた。國民會議派も最初のうちに相當妥協的態度を持し、英國政府がデモクラシーと自由のために、侵略主義撲滅のために戰ふのであるといふ宣言が印度に對して如何に適用されるものであるかに關して英國政府に宣明の機會を與へ、然る後に於て英國政府の受諾し得る限度に於て憲法修正を受諾する用意ある旨を表明したに過ぎなかつた。

この聲明は果然會議派其の他の方面に激しい反対を惹起した。會議派は英國との妥協の希望を放棄し、大戰に參加することを以て帝國主義政策を是認するものとなし、州に於ける國民會議派内閣は順次總辭職した。その結果會議派の絶對多數を占むる州と、第一黨である合計七つの州に於ては統治法の規定ある州自治及運用を停止し、僅かに四州に於て運用を見るに過ぎなくなつた。以來今日に至るまで四州を除き印度統治法は運用を停止されてゐる。

其の後印度状勢は國民會議派、回教徒聯盟の對立激化、會議派急進分子の進出等次第に險惡化していつたが、之に對應して英國も數次に亘つて妥協案を提示したが結局不調に終つた。かくて英國は妥協政策を一擲し、反英運動に對して徹底的な彈壓方針をとり、數萬の獨立運動者を逮捕した。

其の後英本土の危機増大とともに英本國には對印妥協論起り、妥協によつて印度の協力を得んとしたが、それは結局印度人を満足せしむることは出来なかつた。クリッップスの印度派遣と戰後の完全自治公約の如きかかる努力の現はれであつた。その後大東亜諸地域より英國勢力の擊退されるや、會議派の態度も硬化し、英國支配の全面的撤退を要求するに至つたが、果

然英國は正義人道の假面をかなぐり棄て、反英運動に對する假借なき彈壓に訴へるに至つたことは周知の通りである。

さて以上の如く、十九世紀の後半より最近に至る約八十年間は印度人の民族意識が次第に昂揚し、英國に對する政治的要要求が次第に熾烈となつていつた時代であると共に、かゝる印度人の要望に應じ英國も漸々ながら讓歩に讓歩を重ねざるを得なかつた時代である。

然しながら英國のなした讓歩なるものも、其の形式はともかく、實質的には殆んど何物をも與へてゐないといふことは誠に驚くに値することである。

先づ一八六一年に於て印度人は初めて立法機關たる總督立法參事會に參加することを認められた。然しながら立法參事會の權限が非常に限定され、印度人の參政とは名ばかりで、其の實が伴はなかつたことは先に述べた通りである。

一八九二年の印度參事會條令に於ても、中央及び地方の立法參事會の附加參事會員の非官吏議員の一部に一種の選舉制度が採用されたが、しかし附加參事會員の任命權は依然總督或は知事の掌握する處であつたから、總督或は知事の意思に逆らふ如き參事會員は其の職に止まることは不可能であつた。また同令によつて、豫算及び立法事項についての權限も僅かながら擴張されたけれども結局總督或は知事の絶對權の前には殆んど意義がなかつた。

一九〇九年に至つて總督及び知事立法參事會の規模が飛躍的に擴張され、また選舉主義の原則が明確に採用されたが、官吏議員が參事會の絶對多數を占めたのみでなく、非官吏議員の若干は依然總督の任命によるものであつたから機構の上からも選舉議員は微力な存在に過ぎなかつた。尤も

一九〇九年の條令により、立法參事會の權限は或る程度擴張されたが、結局に於てそれは立法參事會をして行政府の補佐機關以上のものたらしむる意圖はなかつた。

その後第一次世界大戰に際し、英國は印度に自治を與ふる旨の聲明をなし、印度の協力を確保したが、その聲明に従つて發布された一九一九年の印度統治法は甚だしく印度人の期待を裏切れるものであつた。

この改革によつて州の政治に、二重政治制度の下に部分的な自治制度が賦與された。即ち州の管轄に屬すべき州事項中移譲事項については不完全ながら自治が賦與された、州の移譲事項については行政部大臣は原則として何等の干渉を受くることなく處理し、議會に責任を負ひ得ることとなつてゐたが、しかし中央政府は一定條件の下に州政府を取締監督し得るのみでなく、知事も反対するの根據する場合には大臣の勸告に従ふを要しないので事實上知事は移譲事項についても絶對的な權能を有する譯である。

次に州の立法機關たる立法參事會員のうち選舉議員が全員の最低七割とせられたこと及び選舉制度が從來の間接選舉制より直接選舉制に改められたが保留事項は事實上知事の獨斷實行に委ねられて居り、保留事項關係の財政案も立法參事會の拒否に拘らず知事の認定によつて效力を發生するこになつてゐるので、大臣と議會の權限は非常に限定されざるを得なかつたのである。

次に中央の立法機關について述べれば、中央議會は一定の事項を除き英領地域全體にわたる法律を審議する權限が與へられてゐるが、總督が英領地域の安全と利益のために不可缺と認むるときは議會の否決せる法案も法律としての效力を發すべく、また豫算案についても一定事項については審議するの權能なく、その他の事項についても總督の勸告なしには上程し得

ず、また議會が否決した場合にも總督は自己の責任遂行上不可能と認むるときは議會の協賛を経たものと同様に取扱ひ得る權限を有してゐる。また總督は英領地域について非常權限が賦與されてゐるために、印度議會は立法及び財政案に關し、從來に比し一層の權限が與へられたとはいふものの議會としては何一つ絕對權を與へられてゐない實狀である。

一九三五年の統治法に於ても總督並に知事の權能は絶大にして頗る廣汎な獨裁權を有し、實質に於て一九一九年統治法と何等異ならない。中央に於ける總督の保留事項については總督が之を任意に處理しうるのみでなく、總督及び知事の特殊責任事項については種々の廣汎なる特權を有し、聯邦議會、州議會には何等責任を負ふ必要はない。かくて議會の立法の分野は極めて限定され、かつ英國議會及び總督の權限により如何様にも制限し得るものであり、従つて印度人の自治とは名ばかりで實際は單位なる諸機關に過ぎない。

議會の豫算審議權も非常に制限され、保留事項、特殊責任事項については審議の權限はない。かくて議會の審議し得る豫算の範圍は極めて限られてゐる。

總督及び知事の行政權執行については保留事項、特殊責任事項以外は大臣會議が輔弼することになつてはゐるが、必ずしもその意見に従ふ必要はなく自己の裁量によつて獨斷專行し得る。

また總督及び知事は議會の召集、解散、法案裁可の權限を有し、其の權能は眞に絶大にして恰も專制君主の佛がある。

右に述べた如く一八六一年以來印度人は漸次立法參事會員、行政參事會員或は行政部大臣に就任するやうになり、その權限も形式上は次第に擴張されは來てゐるが、しかし總ての権機は依然總督或は知事の掌握する處

で、印度人はそれらの制限された枠内で形式上の權限を與へられてゐるに過ぎないのである。

一八六一年以來の八十年の長い期間に於て、絶へざる反英國民運動に直面しつゝ、英國の一貫して採つた態度は與へるやうに見せかけて、その實何物をも與へないといふことであつた。

X

X

X

X

X

人口問題研究所研究報告會

本研究所に於ける研究報告會その後の研究報告結果は左の如くである。

- 十八歳未満の子女の分布 第四十三回(昭和十七年八月十四日)
- 適正規模農家に関する諸家の意見

内藤 研究官補

○適正量農業人口内地確保の必要に関する論

本多 研究官

行政簡素化實施大綱の閣議決定と之に伴ふ家族手當の増額

南方統治上の派遣要員捻出を兼ねて行はれた行政簡素化の實施については昭和十七年八月十二日の閣議に於いて簡素化實施に伴ふ減員(勤任官、奏任官及雇傭員につき中央廳三割、地方廳二割、作業廳一割の減員)と共に伴ふ官廳職員の待遇改善要領を決定するに到つたが、右官廳職員の待遇改善の一部として官廳職員に對する家族手當の増額が行はれ、更に之と則應

して會社經理統制令の適用を受くる民間會社の社員に對しても現行家族手當に對する同趣旨の増額を認めることとなつた。家族手當の増額は人口政策上特に關心せらるゝ所が多い。情報局總裁談の形式を以て發表されたる所を掲ぐれば次の如くである。

情報局總裁談

(内外地別及各省別數字を省略)

行政簡素化實施案に就ては既に七月二十八日勤任官の分を發表した次第であるが、本日の閣議において奏任官以下の分並に官吏待遇改善案及び戰時中官廳の執務時間に關し夫々情報局發表の如く決定、十月一日から實施する豫定となつた、右簡素化案が順調に運んだことは當該大臣並に各廳關係者が渾然一體となつて努力した賜であつて洵に欣びとする次第である。

第一 簡素化實施に伴ふ減員狀況

(左表のうち「中央官廳」の中には各省のほか獨立官廳、總督府を含む)

(1) 中央、地方、作業官廳別

區別 定員 減員 改正定員

中央官廳 一四六、九六 一三、三五 一三、三五

地方官廳 一八七、八九 一三、一四 一三、一四

作業官廳 一、三四、四四 一、二三、一八 一、二三、一八

計 一、七〇、五九 一、一〇、六七 一、一〇、六七

(2) 官廳職員別

區別 定員 減員 改正定員

勤任 一、六九 一、三 一、七〇

奏任 三、八七 三、六六 三、六六

奏任待遇 一、四九 一、四九 六、七三

	判任	三五〇、六八	二六、七五	三〇、〇八
	勤任待遇	一四三、七九	二〇、一五	二三、六六
	嘱託	一一、九四	一、九五	九、九九
雇員	六三、四〇	九、九一	五九、一〇九	四二、七〇
人	四三、六八	七、七七	一、四〇、六八	一、四〇、六八
計	一、五九、四五	一、七〇、五九	一、四〇、六八	一、四〇、六八

	第一 官廳職員の待遇改善要領	第二 方針
行政の簡素化に併行し左記要領に依り官廳職員の待遇改善に付措置するものとす	行政の簡素化に併行し左記要領に依り官廳職員の待遇改善に付措置するものとす	
(1) 戰時勤勉手當の支給	(1) 官廳職員全員に對し俸給給料の一割に相當する金額を戰時勤勉手當として支給すること	
(2) 戰時勤勉手當は現に臨時手當を支給し居る者に對しても之を支給すること	(2) 戰時勤勉手當は現に臨時手當を支給し居る者に對しても之を支給すること	

(1) 家族手當の増額
一般民間における工員又は職員の健康保険制度に即應し官廳職員の共濟組合に付組合加入者の範圍並に共濟給付を擴張する等の措置を講ずること

(2) 共濟制度の擴張
一般民間における工員又は職員の健康保険制度に即應し官廳職員の共濟組合に付組合加入者の範圍並に共濟給付を擴張する等の措置を講ずること

(3) 名譽的待遇の改善
簡素なる組織の下に長くその地位に留り能率の増進を期するため奏任官、判任官又は雇員を優遇する意味に於て内閣又は各省毎に奏任官、判任官又

は雇員等の一定数を夫々勤任官、奏任官又は判任官等と爲し得ることとすること

【備考】

(一) 本措置の實施に伴ひ要する経費は行政簡素化に因り生ずる豫算上の剩餘額を第一次に充當するものとす從つて行政簡素化の實施に依り減少すべき官廳職員に伴ふ經費は減負に伴ふ俸給、給料賞與は固より事務費其他につきても必ず之を節減するの外別途能べ限り既定經費の節減を勵行すること

(二) 公吏等に對しては公共團體の事務の簡素化に即應して本措置に準じ措置すること

(三) 官吏の給與改善に伴ふ會社經理統制に關し留意すべき點左の如し

(イ) 會社經理統制令の適用を受くる會社の社員に對しても家族手當の増額を認めることとするが、會社が家族手當を増額せんとする場合に於ては當該事業經營者は經營の簡素化等に依る經費の節約を圖り家族手當増額に要する資源を得るやう努力することを必要とすること

(ロ) 會社の社員の賞與資源増額は之を認めざること

(ハ) 紦與の増額に依り當該事業の生産物資の價格騰貴を來さしむることは容認せざること

(四) 今次の待遇改善に伴ひ一層戰時貯蓄の増加に努力すべきこと

第三　官廳執務時間に關する件

戰時中は官廳退廳時刻は之を一時間延長す。

註一(午前八時より四時迄を五時迄と改む)

妊娠婦手帳規程の制定

昭和十七年度の妊娠婦保健指導及保護實施要綱の決定については本誌前々號本欄所報の如くであるが、之に伴ふ妊娠婦手帳規程は昭和十七年七月十三日付官報を以て左の如く制定せられた。

妊娠婦手帳規程（昭和十七年七月十三日）

第一條 妊娠婦（産後一年以内ノモノヲ含ム）及乳児ノ保健指導其ノ他保護ノ徹底ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所

ニ依リ妊娠婦ニ妊娠婦手帳ヲ交付ス
妊娠婦手帳ハ別記様式ニ依ル

第三條 妊娠婦手帳ハ地方長官之ヲ發行ス

本令ニ定ムルモノノ外妊娠婦手帳ノ交付其ノ他妊娠

婦手帳ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

地ヲ管轄スル地方長官ニ妊娠届出ヲ爲スペシ

一 氏名、生年月日及居住地

二 世帶主ノ氏名

三 妊娠月數及出産豫定日

前項第三號ノ事項ニ付テハ醫師又ハ助產婦ノ證明ヲ

附スベシ但シ醫師又ハ助產婦ノ證明ヲ受クルコト困

難ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタル

トキハ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ

第五條 妊娠婦手帳ハ之ヲ毀損シ若ハ亡失シタル場合

又ハ其ノ餘白ナキニ至リタル場合ニ限リ同一妊娠ニ

關シ重ネテ交付ヲ受クルコトヲ得

第六條 妊娠婦手帳ノ交付ヲ受ケタル者妊娠ニ非ザル

コト判明シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ

別記様式(用紙ノ大サハ國定規格 A6.トス)

昭和年月日交付(第 號)

妊娠婦手帳

氏名

年月日生

○ ○ 縣印

變更届出受理

昭和年月日

居 住 地						
年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日
世帶主氏名						
出産豫定日						

届出デ妊娠婦手帳ヲ返還スペシ
妊娠婦ハ保健所、醫師、助產婦又ハ保健婦ニ

就キ力メテ屢保健指導ヲ受クベシ

妊娠婦ハ保健所、醫師又ハ助產婦ニ就キ診察、治療、

保健指導又ハ分娩ノ介助等ヲ受ケタルトキハ其ノ都

度妊娠婦手帳ニ診察、治療又ハ保健指導ノ要領、新産

兒ノ體重、在胎月數等ノ記載ヲ受クベシ保健婦ニ就

キ保健指導ヲ受ケタルトキ亦之ニ準ズ

第八條 妊娠婦死亡シタルトキハ世帶主又ハ家族ヨリ妊娠婦手帳ヲ遲滞ナク地方長官ニ返還スペシ但シ出

産兒生存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ世帶主又ハ家族ヨリ妊娠婦

死亡シタルトキハ世長官ニ届出ヅベシ

第九條 妊娠婦手帳ハ行政廳ノ定ムル所ニ依リ妊娠育

兒ニ關シ必要ナル物資ノ配給其ノ他妊娠婦及乳兒保

護ノ爲必要アル場合ニ之ヲ使用セシムルモノトス

第十條 本令ニ依ル妊娠婦手帳以外ノ手帳ニハ妊娠婦

手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

妊娠婦人心得

二、丈夫ナ子ハ丈夫ナ母カラ生レマス。妊娠中ノ養生ニ心ガケテ、立派ナ子ヲ生ミオ國ニツクシマセウ。

三、野菜ヤ魚ヤ肉ナドヲ、ホドヨクトリ合セテ食ベルコトガ大切デス。成ルベク滋養ノ多イモノヲ食べ、コナレノワルイモノヤ、カラシ、ワサビノ様ナキソイモノハサケテ下サイ。

四、丈夫ダト思ツテキテモ、サワリノ起ツテキルコトガアリマスカラ、毎月一回位ハ醫師カ助産婦ノ診察ヲ受ケマセウ。少クトモ届出ノトキノ診察ノホカニ、五ヶ月カ六ヶ月頃ト、八ヶ月カ九ヶ月頃トノ二回ハ診察ヲ受ケテ下サイ。小便ヤ血壓、血液ノ検査モ受ケ、サワリガアツタラ早ク治療スルコトガ大切デス。

五、ツワリが強カツタリ、熱ガデタリ、血オリガシタリ、腰ヤ腹ガ痛ゾダリ、ムクミ、シビレ其ノ他サワリガアルトキハ早ク醫師ノ診察ヲ受ケルコトガ必要デス。

六、脚氣、腎臓、心臓、結核、肋膜、腹膜、黴毒ナドワヅラツタコトノアル人又ハ流早死産ヲシタコトノアル人ハ特ニ氣ヲツケテ醫師ノ診察ヲ受ケテ下サイ。黴毒ノアル方デモ妊娠ノ初メ頃カラ充分治療スレバ健康兒ヲ生ムコトガ出来マス。

七、ムクミガアルトキ、小便ニ蛋白ノデルトキハ特ニ注意シテ輕イウチニ治療スルコトガ必要デス。又胎兒ノ位置、骨盤ナドニ異常ガアツタリ、其ノ他體ニ病氣ノアルトキハ醫師ノ指岡ニ從ツテ下サイ。

八、臨月ニ近クナツタラ特ニ體ヲ清潔ニシ、ムリナ仕事ヲサケ、陣痛ガ起ツタラスグ醫師、助産婦ノ手當ヲ受ケテ下サイ。

九、オ產後ハ體ヲ靜カニシテ、徒ラニ迷信ニトラハレズ、滋養ガ多クコナレヤスイモノヲ充分食ペルコトガ必要デス。

十、オ產後熱ガデタリ、オリモノガ多カツタリ、腹ガ痛ンダリスルトキハ早ク醫師ノ手當ヲ受ケテ下サイ。又妊娠中ニ腎臓ノ惡カツタ人ハ產後ニモ醫師ノ手當ヲ受ケテ下サイ。別ニ異常ノナイ場合ハ五、六日位デ床ニ坐ハリ、十日位デ室内ヲ靜カニ歩キ、二十日位デ床上ゲシ、オリモノガナクナレバ入浴シマス。普通ノ生活ニ戻ルノハ四十日位デス。出產後二ヶ月間位ハ腹帶ヲスルノガ宜シ。

最終月經初日 昭和年月日	診察、検査		妊娠月數 生後満月數等	記事 (診察、検査ノ所見、保健指 導ノ要領等ヲ記入スルコト)	有回 (内現在 ル生存ス 子數) 名無 死産ノ 有無)	有回無 既往流 行歴	職業 妊娠婦印
	月	日					

一、出産シタルトキハ出生ノ場合デモ、流産又ハ死産ノ場合デモ此ノ裏面ノ申告書ヲ切り取シテ、所定ノ事項ヲ書イテ出産後十四日以内ニ届ケテ下サイ。
出生ノ場合ニハ體力手帳ガ渡サレマス。

二、×印ノ箇所ハ出産ヲ介助シタ醫師又ハ助産婦ニ必要事項ヲ書キ、不用ノ文字ヲ消シテモラツテ下サイ。醫師又ハ助産婦ガ介助シナカツタトキハ、申告者ニ於テワカルダケ書キヨンデ下サイ。

三、新產兒欄ニハ出生ノ場合ハ全部書イテ下サイ。流産又ハ死産ノ場合ハ氏名欄ニ「死胎」、出生後届出マテニ死亡シタトキハ「死亡」ト書キ本籍欄ハ書ク必要ハアリマセン。其ノ他ハ出生ノ場合ト同様全部書イテ下サイ。

四、新產兒ノ保護者欄ニハ出生ノ場合ノミ書イテ下サイ。保護者トハ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ガナイトキハ後見人又ハ後見人の職務ヲ行フ者)ノコトデ告書ニ書イテ家族ノ方カラオ届ケ下サイ。

五、双胎兒(フタゴ)以上ノ場合ハ各兒毎ニ一枚ヅツ申告書ヲ出シテ下サイ。申告書不足ノ分ハ此ノ申告書ニナラツテ別ニ作フテ下サイ。

六、出産後出産申告マデノ間ニ母親ガ死亡シタトキハ、其ノ旨及死亡原因ヲ申告書ニ書イテ家庭ノ方カラオ届ケ下サイ。

七、出生ノ場合ハ此ノ出産申告ノホカニ、戸籍法ニ依リ出生届ヲ出シテ下サイ。尙妊娠四ヶ月以後ノ死産ノ場合ニハ醫師又ハ助産婦ノ死産證書ガイリマス。

出產申告書

必要記事

		(男・女) (單・双胎)		年月日		記事欄		責任者	
		氏名		本籍					
新產兒		出生年月日		昭和年月日					
×自然產(自然分娩開始)・人		午前後時分		×在胎月數					
×體重		×原因		×流早死產					
×工中絶		×出產ノ場		×於ケル兒ノ生死					
×自然產(自然分娩開始)・人		自宅・病產院・其ノ他		×分娩直後ニ生・死					
保新產兒ノ 護者名		居住地		新產兒ト ノ續柄		職業			
×分娩介助者 名		助產婦							
右出產申告致シマス									
昭和年月日									
地方長官 殿		氏居住地		團					
分娩記事欄									
分娩日時		昭和年月日		午前後時分					
在胎月數		ヶ月(自然產(自然分娩開始)・人工中絶)							
男	女	別	男・女・不明						
體重		瓦(貫)匁							
分娩直後ノ兒ノ生死		生死							
分娩介助者氏名		助產婦							
特別ナル兒所見其ノ他 参考トナルベキ事項									
出産原因									
出産科手術		小量・中等量・多量(耗)							
出産原因		無・有(種類)							

年	月	日	年	月	日	年	月	日	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年

取扱ノ注意

- 一、妊娠中カラ乳兒ノ最初ノ體力検査ノトキマデノ間ニ保健所、醫師、助產婦等ニ就イテ診察、検査、保健指導等ヲ受ケタトキハ其ノ都度此ノ手帳ニ書キイレテモラツテ下サイ。
- 二、此ノ手帳ハ妊娠育兒ニ必要ナ物資ノ配給ヲ受ケル爲ニ必要ナコトガアリマスカラ大切ニ保存シテ下サイ。
- 三、萬一已ムヲ得ナイ事情デ破レタリ、失ツタリ、又ハ餘白ガナクナツタトキハ市區役所、町村役場ニ申シ出テ下サイ。
- 四、此ノ手帳ハ今後ノ妊娠出産ノ時ノ参考ニナリマスカラ、流死産ノ場合デモ大切ニ保存シテオイテ醫師、助產婦ニ見セルヤウニシテ下サイ。
- 五、妊娠デナイコトガワカツタトキハ、此ノ手帳ハオ返シ下サイ。
- 六、此ノ手帳ハ他人ニ貸シタリ、ユヅツタリシテハイケマゼン。

國民體力法施行規則中改正

國民體力法施行規則中改正の件は昭和十七年七月十四日付官報を以て左の如く告示された。

國民體力法施行規則中改正ノ件

(昭和十七年七月十四日)
厚生省令第三十六號)

國民體力法施行規則中左ノ通改正ス

第五十條中「第四十二條ノ二ニ規定スルモノ」ヲ「第四十二條ノ二第一號乃至第五號ニ掲タルモノ其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ」ニ改ム

第五十一條中「體力検査施行者ヲ經由シテ」ヲ「體力検査ニ基ク場合ニ在リテハ體力検査施行者ヲ、其ノ他ノ

場合ニ在リテハ被管理者ノ居住地ノ市町村長ヲ經由シテ」ニ改ム

第五十六條第一項中「様式第四號」ヲ「樣式第三號」ニ改ム

第五十八條中「體力検査施行者」ノ下ニ「又ハ市町村長」ヲ加フ

第五十八條ノ二中「準用スル場合ヲ」ノ下ニ「第四十七條、第五十一條、第五十二條及第五十四條中被管理者トアルハ第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ヲ」ヲ加フ

樣式第一號體力検査票(脊柱)欄中「正常」ノ次ニ「平脊」ヲ加フ

樣式第二號中表紙ノ樣式ヲ左ノ如ク改ム

樣式第二號裏表紙ノ内面中「記載上ノ注意」ノ下ニ左ノ如ク加フ

表紙ノ説明

表紙ノ「嚴嵩ト魚」ハ神武天皇ノ御偉業成就ノ前兆ガ丹生川ノ御祈ニ顯レタト云フ古事ニ因シテ、皇國ノ理想ノ達成セラルベキコトヲ象徴シ、又「繩文模様ト彌生式土器」ハ皇國民族ガ古代ニ於テ既ニカ、ル優秀ナ文化ヲ有シテ居ツタコトヲ示シ、皇國民族ノ大生命ノ悠久ニ發展スペキコトヲ意味シタモノデアル

樣式第二號中「裏表紙ノ内面」ノ樣式ノ次ニ左ノ樣式ヲ加フ
裏表紙

昭和年月日交付

厚生省印

樣式第二號備考第一項ヲ「表紙ノ色ハ男子ニ交付スルモノニ在リテハ藍色、女子ニ交付スルモノニ在リテハ海老茶色トス」ニ、第五項中「附則第三項」ヲ「附則第五項」ニ改ム

船員保険法施行令中改正の件公布

船員保険法施行令中改正の件は昭和十七年七月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員保険法施行令中改正の件

(昭和十七年六月三十日)
勅令第六百四號

船員保険法施行令中左ノ通改正ス

第六條第一項中「保險院長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)」ニ改メ同條第三項ヲ削除ス

第三十六條第二項及第三項中「保險院長官」ヲ「地方長官」ニ改ム

第六十一條ニ左ノ一項ヲ加ス

同法第十二條第三項及第四項ノ規定中行政官廳トア

ルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ保險料滯納者ノ住所地

又ハ其ノ者ノ財產ノ在ル地ヲ管轄スル道知事又ハ州

知事若ハ廳長トス

第六十二條第二項中「第六條第三項ノ場合ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トシ其ノ他ノ場合ハ」ヲ削除ス

附 則

本令ハ昭和十七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年三月公布勅令第六十六號船員保険法施行令抄錄

第六條第一項及第三項

船員保険法第十二條第一項ノ規定ニ依リ保險料納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ保險院長官ハ納付

義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

船員保険法第十二條第三項及第四項ノ規定中行政

官廳トアルハ保險料滯納者ノ住所地又ハ其ノ者ノ財產ノ在ル地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)トス

第六十二條第二項

本令中地方長官トアルハ第六條第三項ノ場合ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トシ其ノ他ノ場合ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長トス

船員保険法施行規則中改正

船員保険法施行規則中改正の件は昭和十七年七月一日付官報を以て厚生省令第三十二號として公布せられた。

尙、昭和十五年五月厚生省令第十七號中内地以外の地に於て爲す船員保険の療養の給付及傷病手當金の支給に關する件中改正の件も同日付官報を以て厚生省令第三十三號として公布せられた。

食糧管理法施行に關する農林省告示

食糧管理法の施行に關する細則は昭和十七年七月一日付官報を以て左の如く農林省より告示された。

◎農林省告示第四百六十號

食糧管理法施行ニ關シ左ノ通定ム

一 食糧管理法第四條第一項ノ政府ノ指定スル者左ノ如シ

(四) 昭和十四年十二月農林省告示第二十號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻穀粒及内地陸稻穀粒ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記六ヲ除ク

(五) 昭和十六年九月農林省告示第六百八十五號(昭和十六年以降產内地玄米ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記五ヲ除ク

(二) 官廳
(三) 農林大臣ノ適當ト認ムル米麥取扱業者又ハ其ノ團體

(四) 其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル者又ハ其ノ團體

ノ團體

二 左ニ掲タル告示ニ依リ指定セラレタル價格ハ之ヲ

食糧管理法施行令第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

(二) 昭和十四年十一月農林省告示第八號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻

玄米及内地陸稻穀粒玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記五ヲ除ク

(三) 昭和十四年十二月農林省告示第十八號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻

穀粒及内地陸稻穀粒ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記六ヲ除ク

(四) 昭和十四年十二月農林省告示第二十號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻

穀粒及内地陸稻穀粒ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記六ヲ除ク

(五) 昭和十六年九月農林省告示第六百八十五號(昭和十六年以降產内地玄米ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記五ヲ除ク

(二) 軍

(六) 昭和十六年九月農林省告示第六百八十六號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル昭和十六年以降產内地穀ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記五ヲ除ク

(七) 昭和十六年九月農林省告示第六百八十七號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地穀ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件)但シ附記五ヲ除ク

(八) 昭和十六年九月農林省告示第九百二十一號(米穀配給統制法第四條第一項ノ規定ニ依ル屑米ノ最高販賣價格指定ノ件)

(九) 昭和十五年九月農林省告示第四號外二件中左ノ通改正ス

(一) 昭和十五年九月農林省告示第四號(價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル大麥及裸麥ノ販賣價格指定ノ件)附記ヘヲ削除ス

(二) 昭和十五年九月農林省告示第一號(價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル小麥及小麥粉ノ販賣價格指定ノ件)附記ヘヲ削除ス

(三) 昭和十七年九月農林省告示第三百二十四號(價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル昭和十七年以降產ノ大麥、裸麥及小麥ノ最高販賣價格指定ノ件)附記七ヲ削除ス

四 食糧管理法施行規則第三條但書ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

(一) 當該市町村ニ販賣組合又ハ農業倉庫業者ナキ場合其ノ他同則第三條ノ規定ニ依リ管理米麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト能ハザル特別ノ事情アル場合ニ於テ地方長官ノ指定スル者ニ當該米

麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ストキ

(二) 地方長官ノ指示又ハ市農會若ハ町村農會ノ斡旋ニ依リ同一道府縣内ニ居住スル者ニ對シ其ノ種子トシテ賣渡ストキ

(三) 地方長官ノ承認ヲ受ケ契約栽培ヲ爲シタル釀造用米麥ヲ農會ノ斡旋ニ依リ當該契約ノ相手方ニ賣渡ストキ

(四) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(五) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(六) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(七) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(八) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(九) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十一) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十二) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十三) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十四) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十五) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十六) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十七) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十八) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(十九) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

定スルコト左ノ如シ

(一) 販賣組合又ハ農業倉庫業者ニ付左ニ掲タル場合

(イ) 販賣ノ委託ヲ受ケタル米麥ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(ロ) 地方長官ノ承認ヲ受ケ種子用米麥ヲ賣渡ストキ

(ハ) 事故ニ因リ損傷シタル米麥ニシテ急速處分ヲ要スルモノヲ賣渡ストキ

(ニ) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(三) 販賣組合聯合會ニ付左ニ掲タル場合

(イ) 販賣ノ委託ヲ受ケタル米麥ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(ロ) 地方長官ノ承認ヲ受ケ種子用米麥ヲ賣渡ストキ

(ハ) 地方長官ノ承認ヲ受ケ當該道府縣内ニ配給スベキ酒米ヲ賣渡ストキ

(ニ) 事故ニ因リ損傷シタル米麥ニシテ急速處分ヲ要スルモノヲ賣渡ストキ

(ホ) 其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

(三) 全國購買販賣組合聯合會ニ付左ニ掲タル場合

(イ) 販賣ノ委託ヲ受ケタル米麥ニ付農林大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ原料トシテ自己ノ設備ニ依リ加工ヲ爲ス

臣ノ承認ヲ受ケタルモノ

八 食糧管理法施行規則第六條第四項ノ規定ニ依リ指

九 食糧管理法施行規則第七條第一項ノ規定ニ依リ米

麥ヲ指定スルコト左ノ如シ

(一) 脣米麥

(二) 碎米麥

十 左ニ掲タル告示ハ之ヲ廢止ス

大正十年五月農商務省告示第二百二十三號（米穀買入手續ニ關スル件）

昭和八年十月農林省告示第三百九十二號（米穀統制法施行令第五條ノ規定ニ依ル地方主要米穀集散地指定ノ件）

昭和八年十一月農林省告示第四百五號（米穀統制法施行令第八號ノ規定ニ依ル買入又ハ賣渡ニ於ケル控除金額ノ件）

昭和八年十一月農林省告示第四百六號（米穀統制法ノ公定價格ニ依ル賣渡及買入ノ心得書ニ關スル件）

昭和八年十一月農林省告示第四百七號（米穀統制法施行令等ニ依ル市場並ニ銘柄等級指定ノ件）

昭和八年十一月農林省告示第四百八號（米穀ノ買入等ノ行フ受渡倉庫指定ノ件）

昭和十一年十月農林省告示第三百四十八號（米穀自治管理法施行規則第八十條ノ數量ニ關スル件）

昭和十一年十二月農林省告示第四百四十號（米穀統制法施行令第三條ノ家計米價ノ算定ニ用フベキ割合ニ關スル件）

昭和十二年十二月農林省告示第四百十七號（米穀統制法施行令第二條第一項ノ規定ニ依ル銘柄及等級指定ノ件）

昭和十四年十二月農林省告示第四百五十六號（小麥等輸出許可規則第一條及第六條ノ指定ニ關スル件）

昭和十五年五月農林省告示第二百二十九號（昭和十五年五月農林省告示第三百三十號（昭和十五年農林省令第十九號第一條第二項ノ規定ニ依リ米穀大麥、穂麥及小麥ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定ノ件）

農林省令第十九號第一條第一項ノ指定ニ關スル件）

昭和十五年四月農林省告示第三百三十號（昭和十五年農

林省令第十九號第一條第二項ノ規定ニ依リ米穀大麥、穂麥及小麥ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四百二十五號（臨時米穀配給統制規則第三條第一項第二號ノ場合指定ノ件）

昭和十五年十一月農林省告示第五百四十三號（昭和十五年農林省令第十九號第一條第二項ノ規定ニ依リ小麦粉ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百六十七號（麥類配給統制規則第四條第一項第二號ノ場合指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百六十八號（麥類配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百六十九號（麥類配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十號（麥類配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十一號（麥類配給統制規則第八條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十二號（麥類配給統制規則第九條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十三號（麥類配給統制規則第十條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十四號（麥類配給統制規則第十一條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十五號（麥類配給統制規則第十二條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十六號（麥類配給統制規則第十三條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十七號（麥類配給統制規則第十四條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十八號（麥類配給統制規則第十五條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百七十九號（麥類配給統制規則第十六條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十號（麥類配給統制規則第十七條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十一號（麥類配給統制規則第十八條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十二號（麥類配給統制規則第十九條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十三號（麥類配給統制規則第二十條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十四號（麥類配給統制規則第二十一條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十五號（麥類配給統制規則第二十二條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

昭和十六年六月農林省告示第三百八十六號（麥類配給統制規則第二十三條ノ規定ニ依ル指定ノ件）

產米ヲ買入ルル場合ニ於テハ昭和十四年十二月農林省告示第十八號（昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第十九號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十一號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十二號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十三號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十四號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十五號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十六號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十七號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十八號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第二十九號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十一號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十二號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十三號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十四號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十五號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十六號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十七號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十八號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第三十九號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十一號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十二號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十三號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十四號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

昭和十五年九月農林省告示第四十五號（昭和十五年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル内地水稻糯玄米及内地陸稻糯玄米ノ銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定ノ件）

農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル昭和十六年以降
產内地糀ノ種類、銘柄及等級竝ニ最高販賣價格指定
ノ件）中生產道府縣ノ附記三ニ掲タル價格ニ十貫當
十八錢ヲ加算シタル額

七一乃至六ニ掲タル價格ハ水稻玄米及水稻糀ノ價格
トシ陸稻玄米及陸稻糀ノ價格ハ昭和十五年以前產粳
玄米及糯玄米ニ付テハ各一又ハ二ノ價格ヨリ一石當
二圓ヲ控除シタル額、昭和十六年產及昭和十七年產
玄米ニ付テハ三ノ價格ヨリ容量検査米ニ在リテハ一
俵（吹）當八十錢、重量検査米ニ在リテハ一俵（吹）當
四十錢ヲ控除シタル額、昭和十五年以前產粳糀及糯
糀ニ付テハ各四又ハ五ノ價格ヨリ一石當一圓ヲ控除
シタル額、昭和十六年產及昭和十七年產糀ニ付テハ
六ノ價格ヨリ十貫當二十錢ヲ控除シタル額

八 内地精米ニ付テハ昭和十六年九月農林省告示第六百
八十七號（昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定
ニ依ル内地精米ノ種類、銘柄及等級竝ニ最高販賣價
格指定ノ件）附記三ニ掲タル價格ニ六十延當四十錢
ヲ加算シタル額

九 昭和十六年以前產内地大麥及穀麥ニ付テハ昭和十
五年二月農林省告示第四號（價格等統制令第七條ノ規
定ニ依ル大麥及穀麥ノ販賣價格指定ノ件）附記ニノ
額

十 昭和十七年以前產内地大麥及穀麥ニ付テハ昭和十
七年五月農林省告示第三百二十四號（價格等統制令第
七條ノ規定ニ依ル昭和十七年以前產大麥、穀麥及小
麥ノ最高販賣價格指定ノ件）附記一乃至五ニ掲タル額
一農林省告示第一號（價格等統制令第七條ノ規定ニ
月）

依ル小麥及小麥粉ノ販賣價格指定ノ件）一、小麥最

高販賣價格中ノ實需者渡價格ノ額

十二 昭和十七年以降產内地小麥ニ付テハ昭和十七年

月五農林省告示第三百二十四號附記一乃至五ニ掲タル
價格ニ六十延當一箇當二十錢ヲ加算シタル額

十三 前各號ノ買入價格ハ政府ガ買入代價ヲ證券ヲ以
テ交付スル場合ニ於テハ前各號ノ額ニ現品受渡ノ日

ヨリ證券償還ノ日迄ノ金利ニ相當スル金額ヲ加算シ
タル額トス

十四 前各號ノ買入價格ハ現品ノ品傷等ノ狀況ニ依
リ該證券ニ付政府ノ定ムル割引歩合トス

之ヲ減額スルコトアルベシ

◎農林省告示第四百六十二號

農地開發法施行令第二條第二項ノ規定ニ依リ銘柄及等
級左ノ通指定ス

食糧管理法施行令第二條第二項ノ規定ニ依リ銘柄及等
級左ノ通指定ス

玄米 北海道三等、青森三等、岩手三等、宮城三等、茨
城三等、栃木三等、群馬三等、埼玉三等、千葉
三等、東京三等、神奈川三等、山梨三等、長野
三等、新潟三等、富山三等、石川三等、福井三
等、靜岡三等、愛知三等、岐阜三等、三重三等、
湖北三等、滋賀三等、京都三等、丹後三等、攝
津三等、大阪三等、兵庫三等、淡路三等、但馬
三等、奈良三等、和歌山三等、島根三等、島根
三等、兩備三等、美作三等、廣島三等、山口三
等、德島三等、香川三等、愛媛三等、高知三等、
福岡三等、佐賀三等、長崎三等、熊本三等、城

玄麥 東三等、大分三等、宮崎三等、鹿兒島三等
大麥 各道府縣產三等

穀麥 各道府縣產三等

小麥 各道府縣產三等

農地開發法に依る法人稅及營業稅の免除に關する件公布

農地開發法に依る法人稅及營業稅の免除に關する件

については昭和十七年七月四日付官報を以て左の如く
公布せられた。

農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ
農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ
法人稅及營業稅ノ免除ニ關スル件

第一條 農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ法人稅及營業稅ノ
免除ニ關スル件左ノ通定ム

資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込済出資金額及積立金
額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ
問ハズ農地開發營團ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保
シタル金額ヲ謂フ

（昭和十七年七月四日
農林省令第五十四號）

農地開發法第四十二條第二項ノ規定ニ依リ法人稅及營業稅ノ
免除ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 農地開發法第四十二條第二項ノ各事業年度ノ
資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込済出資金額及積立金
額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ
問ハズ農地開發營團ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保
シタル金額ヲ謂フ

法人稅及臨時利得稅トシテ納付スベキ金額ハ前項
留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二條 農地開發法第四十二條第二項ノ資本金額ニ對
スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數
ヲ乗じテ之ヲ計算ス

（昭和十七年七月四日
農林省令第五十四號）

資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十
ヲ乘じテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ暦ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ

生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三條 農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ法人税又

ハ營業税ノ免除ヲ受ケントキハ法人税法第十

八條又ハ營業税法第十五條ノ規定ニ依ル所得及資本
又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申
請スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十七年三月三十一日以後ニ終了スル事業年
度分ヨリ之ヲ適用ス

財團法人人口問題研究會主催第六回

人口問題全國協議會開催要綱の決定

財團法人人口問題研究會主催の第六回人口問題全國
協議會は本年十一月十三、十四兩日に亘り左の如き
要領を以て開催せらるゝことに決定したが、民族人口
問題の朝野に關心せらるゝ所いよく顯著なるに鑑み
てその成果について期待せらるゝところ極めて多い。

第六回人口問題全國協議會開催要綱

一、趣旨 時局下大東亜共榮圈建設の現段階に當り
其の根基たる民族人口に關する諸問題解決は慤、喫
緊の要務たり茲に廣く衆智を集め研鑽討議を竭し以
て我が國人口國策に資せんとす

一、日 時 昭和十七年十一月十三(金)、十四(土)の
二日間

一、場 所 東京市神田區一ツ橋一丁目一番地 一橋
講堂及如水會館の豫定

一、日 程 第一日(十三日) 自午前九時

(1) 總 會

彙 輯 報

(2) 研究報告會

第二日(十四日) 自午前九時

(1) 研究報告會

一、研究報告 左の如く五部門に分ち研究發表をなす
と共に意見の交換をなすものとす

第一部門 人口民族問題に關する一般的研究

人口統計に關する一般的研究——人口思想及理

論に關する一般的研究——人口政策に關する一般
的研究——民族理論に關する一般的研究——民族

政策に關する一般的研究——人口、特に我が國人
口の歴史的並に地理的研究——戰爭の人口現象に
及ぼす影響に關する研究——世界各國に於ける戰

時及戰後の人口對策に關する研究——其の他人口
民族に關する一般的研究等

財團法人人口問題研究會主催の第六回人口問題全國
協議會は本年十一月十三、十四兩日に亘り左の如き
要領を以て開催せらるゝことに決定したが、民族人口
問題の朝野に關心せらるゝ所いよく顯著なるに鑑み
てその成果について期待せらるゝところ極めて多い。

第二部門 大東亜共榮圈人口民族に關する研究

諸外國並に外地に於ける日本民族の人口狀態及
其の活動に關する研究、特に大東亜共榮圈に於け
る日本民族に關する研究——日本民族の發展策、

特に大東亜共榮圈内に於ける移住適性に關する研
究——日本民族の内外地間人口移動に關する研究

——日本民族と大東亜共榮圈内の他民族との接觸
に關する研究——大東亜共榮圈内諸民族及人種に
關する研究——我が移植民政策に關する研究——

滿洲開拓移民に關する研究——列國の人口民族政
策に關する研究——其の他大東亜共榮圈内人口民
族及人種に關する研究等

第三部門 國土計畫に關する研究

世界各國の國土計畫に關する研究——都鄙の適

正なる人口配分に關する研究——產業再編成と勞

力再配分に關する研究——人口再配分と農業再編
成に關する研究——地域別國土計畫に關する研究——都市

亞共榮圈内人口配置に關する研究——都市の疏開に關す
る研究——居住形態及文化に關する研究——大東

亞共榮圈内人口配置に關する研究——其の他國土
計畫に關する研究等

第四部門 人口增加資質強化方策に關する研究

人口增殖政策に關する研究——婚姻獎勵對策に
關する研究——出生增加方策に關する研究——人

口政策と教育制度の關係に關する研究——人口政
策と家族制度に關する研究——保健教育に關する

研究——母性及乳幼兒に關する研究——結核に關
する研究——體力鍛成に關する研究——其の
他人口增加並に資質強化に關する研究等

第五部門 國民生活に關する研究

人口政策と生活の理念に關する研究——人口政

策と精神生活に關する研究——戰時國民生活確保

に關する研究——食糧の生產及配給に關する研究

——生活必需物資の生產及配給に關する研究——

人口政策と生活保護に關する研究——住宅に關す
る研究——衣服規正及衣料物資に關する研究——

生計費に關する研究——生活指導及施設に關する

研究——休養及餘暇利用に關する研究——其の他
生活に關する研究等

一、協 議

一、參加及研究報告申込 所定の參加申込書に依り十

月十日迄に申込むこと(電話による申込は謝絶す)
参加申込者によると参加證を添付す。

研究報告希望者は参加申込書所定の欄にその旨記載し報告要旨(一、〇〇〇字以内)を添付し十月十日迄に添附のこと

一、協議會費 參加者一人に付參圓とし申込と同時に振替振替口座東京六九八六五番)又は小爲替を以て納入のこと

但し本會々員並に本會に於て推薦したるものは會費は不要とす

一、其他 問合は厚生省人口局内人口問題研究會人口問題全國協議會係(電話丸之内23)〇二一〇一〇。三一九番省内五三番)に照會のこと

熊本縣醫師會の縣下出產力調査結果 の發表

熊本縣醫師會に於ては支那事變勃發當時より我が國人口問題のいよいよ緊急性を増大するに鑑み、熊本縣醫師會長谷口彌三郎博士の指導の下に同縣下に於てその専門的見地より各種の觀點に亘り出產力調査を實施して來たが、最近その大要の結果を纏め、昭和十七年七月一日熊本市公會堂に於ける人口問題講演會に於て谷口博士より「人的資源基本調査上より見たる本縣の實情と人口問題」なる題下に發表さるゝに到つた。その講演速記を掲ぐれば以下の如くである。

人的資源基本調査上より見たる本縣

の實情と人口問題

私は只今御紹介を受けました熊本縣醫師會の谷口で

あります。熊本縣の調査成績から見ました人口問題に就て、少しばかり申上げてみたいと存じます。

國力の強弱は、人口が多い少いと云ふ事、其の國民の素質の好し悪しと云ふ事に關係のある事は今更申上げる迄もないと存じます。凡そ我が大和民族が、實に優れた民族であると云ふ事は或は一人々々の特質に於ても、又全體の者が協力一致し得ると云ふ點から見ましても、實に優秀であると云ふ事は、之又申上げる迄もないことと存じます。然し如何に優秀な國民であるとしても、其の數に於て少い場合には、充分なる國力を發揮する事は困難なのであります。今若し我が國の人団狀態が徳川時代其の儘で進んで居つたとしますなら即ち其の時代には墮胎間引の風習が盛んでありました爲に享保六年に於て日本の人口は、二千六百萬餘と云はれて居つたものが、百三十一年後嘉永五年に於てもまだ二千七百萬餘であつたのであります。即ち百三十一年の間に於て、僅かに百萬そこくの増加であつたのでありますから、假に明治維新後も其の趨勢を以て日本的人口が増加したとするならば、七十年後の今日に於て、僅かに三千萬餘になるかならない程度であつたらうかと思はれます。若し三千萬位の日本人の人口であるとするならば、只今の如き大東亜戰爭がどうして出來ませう。大東亜戰爭はおろか、支那事變、滿洲事變も起り得なかつたらうと思ひます。即ち外國の壓迫によつて、益々退却して、我が民族は滅亡の運命に陥つて居つたかも知れない。然し、幸にして明治維新に依りまして、總ての制度が色々と革新せられて、殊に最も困つて居つた所謂墮胎、或は間引と云ふ様な風習が斷然之に制裁が加へられたお蔭で、又經濟

界も非常に發展した爲、人口は非常な速力を以て増加致しまして、七十年後の今日に於ては、二倍以上の内地人口七千三百萬と云ふ事が増加振りであります。而かも國力はそれ以上に増加したお蔭で、今日の状態を見るに至つたと思ふのであります。然し日本の人口は明治維新以来、非常に増加を致して居りますが、先刻來度々お話をありました様に、大正九年に於ける出生率人口一千について、三十六・一と云ふのが最高であります。其の後は、だん／＼と出生率が下つて居るので御座いました、既に昭和九年に於て、三十臺を下つたと云ふ様な状況であります。一面死亡は減つて居りますが出生もだん／＼減つて居ると云ふ状況で、人口問題から申しますと我が國の人口状態は可成り困る時期に近寄つて居るのであります。然も其の際に支那事變、大東亜戰爭が起つたのでありますからして、之は餘程容易ならぬ事であると存じます。

私共熊本縣醫師會の者は、支那事變が起りました當時、九州には二十二の市があつたので御座います。その二十二市に對しまして、誠に御迷惑と思ひましたが、前年度と當年度の、出生率、死産率或は五歳以下の子供ざん方の死亡率を、毎月調査通報をお願ひしたのであります。所が昭和十三年の七月迄は、そう大した影響は無かつたのであります。八月に至りますと、出生率は前年度の約八ペーセントばかり減つて参つたのであります。九月になると二十四・八ペーセント即ち約四分の一の減少を見たのであります。之は歐洲大戰の例に就て、先刻お話を御座いました様に、大きな戰争のある場合には、出生率が減ると云ふ事は良く聞き知つて居る所で御座います。此の状態を見

て、早く對策を講じて頂きたいと思ひまして、私共は日本醫師會を經て、政府に人口問題に關する色々な法令の制定、或は避妊器具の販賣取締り勵行方を建議して直に實施して頂きたいと願つたのであります。尙翌年の昭和十四年の春當地で日本婦人科學會がありました時にも亦此の事を申しまして、集まられた全體の方々の賛同を得まして婦人科の出産調査と云ふ物をやられた調査その物は、總て大學に來ます患者とか、或は大きな病院に參りました病人の方々に就て調査したのでありますから、或は完全と云はれぬかも知れぬと思ひまして、熊本縣醫師會に於きましては、縣下の津々浦々迄も殘る限なく調査して頂きたいと云ふ事に成りました。さうして本縣産婆會の非常な涙ぐましき協力を得まして、又醫科大學、縣廳、市町村、警察等の援助の下に、尙愛國、國防兩婦人會の御配慮を頂き同年七月以來縣下在住の四十歳以上の全婦人に瓦り人^レ的資源基本調査カードにて第一回調査を爲し十三萬六千七百〇七人分を集め翌十五年度は更に皇紀二千六百年記念事業として四十歳以前の年若い既婚婦人八萬六千九百四十五人に就き第二回同調査カードに依つて第二回調査を施行し總數二十二萬三千六百五十二人分の材料を集取したのであります。そこで其の材料につき十六項目に亘つて統計を始めましたがあまり數の多い爲め完成に日數を要しました爲め出來上りたる部分のみの成績を順次發表して人口の増加と資質の向上に對し參考資料を提供し以て我が大和民族の悠久なる發展に貢獻せんとして居るのであります。

と直接關係のある外廊のみの一部を簡単に御話する次第であります。斯かる御話の出来ますのも實に前に申したる如く醫師會の全會員並に産婆會員の涙ぐましき協力の結果でありますと共に縣下の官民各位の御援助の賜である事を申上げて此の機會に御禮を申述べる次第であります。此の調査致しました人員は(第一圖參照)前に申しました如く二十二萬三千六百五十二人でありますまして夫れに就て調査致しましたのでありますが、實は昭和十年度の熊本縣の國勢調査に依りますと、有夫の方は、二十五萬九千三百二十二人で御座います。從つて全部と申しますものの九割一分だけの方を調べたのであります。それは御承知の様にあの五箇莊と云ふ様な所迄は調査が届きません爲に、町村に致しましても一市十二郡、三百二十ヶ町村丈けに及んで居るのであります。其の内多いのは二十五歳から五十四歳迄の方が最も多いので御座います。細かい事は省きます。

次に初婚年齢(第一表阿蘇郡參照)全縣のは現在調査中にて掲載不能なる爲め)を調べて見ました處、之は御承知の様に最近出生率が減ると云ふ事は取りも直さず西洋文明が侵入し或は又經濟の關係から申しましても、經濟が少し困難になつた爲めに、初婚が遅れてみると云ふことが出生率低減の原因をなしてゐるのであります。實際どの位の程度のものかを調べて見ました所が一々申し上げますと面倒ですから昭和十五年度と明治三十三年を比較して見ますと其の成績に依り婦人の方に於て、二年と五十四だけ遅くなつて居ります。全國夫の方では三年三十四だけ遅くなつて居ります。全國の統計に就て申しますと明治四十一年にては妻二十二年八七が昭和十三年に二十四年四一即ち一年と五四

遅れ夫は二十六年八一が二十八年三四即ち一年と五八
遅れて居ります。兎に角だんくと晚婚の傾向を示し
て居ります。今第一表の一部を説明しますと明治元年
に於ては婦人が十七年七、約十八歳で結婚して居りま
したが、之が明治十八年頃には約二十歳、明治三十三
年に二十一歳、大正九年に二十二歳、昭和十五年に二
十四歳と云ふ風に、だんく結婚の時期が遅れて参つ
て居るのであります。

次に結婚した年齢と、分娩した数とを比較（第二圖
参照）して見ますと云ふと昨年の一月二十二日に發表
された所の、人口政策確立要綱にあります様に、一夫
婦五人の子女を擧げると云ふのが、熊本縣はどの位あ
るかと申しますと此の一の線が婦人で…線が夫で
あります、婦人では二十四歳迄の方は五人
以上持つてゐるであります。二十八歳迄の方が四
人、次に三十三歳迄の方が三人以上、三十八歳迄に結
婚した人は二人以上と云ふ様に、人口政策確立要綱に
従ひ五人の子女を擧げるには、どうしても二十四歳前
に結婚せんと平均五人以上擧げる事は出來ないと云ふ
事になります。之は結婚條件としては調査困難と思ひ
ますが、月經の初潮年齢と分娩の數（第二表参照）を調
べて見ました。之れから云つて見ますと、二十歳迄に
月經の始つた人でないと、五人以上の子供は持たんと
云ふ事になつて居ります。尤も此の調査の中に於て、
どの部分でも全調査以外に市街地、山間部及海岸線の
三種に分類して調査して居るので御座いますが、一々
申しますと面倒ですし、皆さん方も御退屈でもあり、
時間もかかるのですから、省いておきますが、市街地
として調査致しました所は熊本市であります。それに

は、一萬八千八百三十二人程居られます。山間部と云ふ所は、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡で此の山間部に於ては二萬二千二百八十八人に就て調べて見ました。海岸部と申しますのは、天草、宇土の二郡と薩北の海邊に寄つた五ヶ町村を加へて、海岸の部として二萬四千八百四十九人と云ふ數になつて居ります。出生率は海岸線が最も多くして次に山間部(第三圖参照)が割に多いのであります。所が市街の方は非常に出生率が少い。従つて、月經の初潮から申し上げましても、十四歳で初潮した人のみが平均五人の子女を擧げて居ると云ふ様な状況であります。

次に學歴と結婚年齢との関係を調べて見ますと、之は此の——線が(第四圖参照)専門學校以上の卒業生を調べたものであります。……線が女學校の卒業生で、……線が小學校(現在の國民學校)卒業程度を調べたのであります。處が矢張學校の關係上、どうしても専門學校卒業者は結婚期が非常に遅れて、二十二歳乃至二十五歳に於て結婚する方が殆んど大部分であるのであります。女學校卒業者は二十歳から二十三歳、小學校卒業の方は、十九歳から二十三歳位迄の間に、大部分結婚せられて居るのであります。之は前に申しました様に、此の後に又申しますが、どうしても結婚期が遅れる事は、學校が進む程遅れるのはあたりまへであります。出来るならば國民學校の入學期を早めるか、或は何かの學制改革をして一年だけでも學年を短縮して、女學校の卒業は十七歳の春頃迄に卒業せしめ、結婚期を十九乃至二十一歳迄とすることが出来れば人口問題の點から申しますと餘程都合が良いのであります。

次に各年代に於ける分娩の百分率(第五圖参照)を調べて見ますと、二十一歳より四十歳迄が八十五ペーセントを占め、二十六歳から三十歳迄の五年間に於ては全分娩の約四分の一即ち二四・二ペーセントに達し、三十一より三十五歳の方が二三・五ペーセント、次が二十一歳から二十五歳と三十六歳から四十歳の時代に於ける出産數であります。之は既に結婚せられた人が、其の年代に於ける出産數であります。

妊娠力と特殊出生率であります。此の——の線が特殊出生率(第六圖参照)を示して居りまして、有夫の婦人に就て何人位お産するかと云ふ事を、特殊出生率と云つて居ります。——が妊娠力であります。理論上から申しますと婦人の妊娠し得る期間は月經の初潮から閉止期迄であります。實際は結婚から最終分娩迄であります。即ち國婦人の最終分娩は平均三十八歳となるのであります。今月經が愈々終つて仕舞ふ迄、夫婦同棲された方についてのみ調べて見ますと二十五歳迄は九六・一一と云ふ様な妊娠力がありますが三十歳になりますと八九、三十五歳では七八に減じて之れから特に下り、四十歳では五一、四十五歳では一一と云ふ様に妊娠力は非常に年と共に下つて居ります。殊に私共が興味を感じて居るのは、此の特殊出生率であります。本君の調べた所によると夫婦同棲されて居る方に於て二十一歳の方が最も良く分娩をして居る。即ち二十一歳の方は千人に就て三百三十四人程分娩して居る。言葉を換へて申しますと二十一歳の有夫の婦人は、三人に一人はお産して居ると云ふ様な事になつて居ります。それがだんく一年を取ると云ふと、其の率が下つ

て、二十五歳になると三百そこくになります。三十歳になると二百四十三人となるのでありますから、四人餘りで漸く一人と云ふ様になると云ふのであります。三十五歳になりますと、百九十六人と云ふ事になります。即ち五人餘りかゝつて漸く一人お産する事になります。即ち五人餘りかゝつて漸く一人お産する事になります。即ち二十一歳と云ふ状況を示して居るのであります。即ち二十一歳の時期と云ふのは、分娩の方から申しまして極めて大切な時期であります。從つて政府も、人口政策確立要綱に於て、結婚期を早める様に奨励して居るのであります。即ち今後の結婚の時期を男女共に早めなければならぬ。大和民族の増加を圖る爲に是非早める様に奨励して居るのであります。私共の希望から申しますと、二十一歳の時期を外さない様にしなければならないであります。即ち結婚期は女子にありては十九歳から、先刻申しました様に、女學校出身は十七歳の春學校を卒業して、それから色々稽古して、遅くとも十九歳頃か或は二十歳に結婚して頂きたいであります。さうすると、此の人口問題を解決する上に於て、非常に意義があると思ひます(拍手)

次に結婚後の年数と初産の數(第七圖参照)が増加する状況を調べて見ましたら結婚後一年以内にお産した人が三五九ペーセント、三分の一は一年以内に分娩される様です。二年目にする方は三四・五九ペーセント、同じく三分一位お産する爲に此の二年間のお産を合せると云ふと、七〇・四九ペーセントと云ふ數になります。三年目には九・六九の初産と云ふから、十人に一人足らずであります。然し、それを合せると結婚後三年中の初産は八〇・一八ペーセントと云ふ數になります。即ち、結婚後三年以内に八割迄お産をする順序に

なつて居る。さうして經閉期迄、即ち月經の終り迄、夫婦同棲して居つたにも拘らず妊娠せなんだ者は、一・六・八・一セント即ち斯かる多數の方が不妊に終つて居るのであります。四年後に妊娠した人は、百人の結婚に於て僅かに七・一セントそこそくになつて居る。

そこで私共は今の様な人口増加を必要とする、出産の多くなることを希望して居る時代に於て一・二・六・八・一セントの不妊を放つておくと云ふ事は、實に殘念なことであるから、之は結婚を奨励するより、斯う云ふ人にお産をさせる様にする事が近道であらうと思ひ、一昨年の春、熊本縣醫師會の名に於て、不妊婦人國家管理と云ふ事を建議したのであります。不妊婦人國家管理と云ふ言葉は大きいのでありますが、之は結婚後三年にしても、尙妊娠しない方は専門醫に見て貰はしむることとすれば多分半分位は妊娠し得る見込がある者があると思ひます。即ち診察の結果治療すれば妊娠する見込のある者には治療を勧め、若し其の人が資産がなくして治療の出來ぬ者にても優生學の立場から見て其の人に子供が出來れば國家の爲になると云ふ見込みのある者には、國家が治療費を出してやるのが必要ではないかと思ひますので、國家管理として建議をして居るのであります。然し金も可成り要るのでありますから政府もすぐには出來ませんけれども、さう云ふ方面にも必ず盡力すると厚生省の責任ある方から伺つて喜んで居るのであります。

次に動植物界に於ては、所謂多産系が非常に判然と致して居ります。人類に於て多産系と云ふものがあるかどうか、一寸考へた所では、ありそなが、あるかどうか、それを統計的に調(第八圖参照)べて見たので

ありますが、妻君の方の兄弟の數、主人の方の兄弟の數を調べて統計を取つてみて、此の一線が奥さん一線が主人であります。熊本縣で調査した結果では十八人兄弟が一番多いのであります。其の中で兄弟が多い程、だんくと少しづゝではありますけれども、分娩率が殖えて居ます。其の點から申上げますと、無論妊娠と云ふ事は色々の動機に依りまして、それが妨げられ又色々の病氣の結果不妊に陥る爲めに、人々に就ては正確なことは申上げられませんが、少なくとも七萬人餘の人に就て調べて見ると、人間にも多産系と云ふものがあると云ひ得るだらうと私は考へて居るのであります。

次に妊娠の順番と流産、早産、死産又は分娩後一年以内に於て子供が死(第三表参照)ぬと云ふ事と關係があ

りはせんかと云ふ事を調べて見た處が、之が大いにあります。流産、早産に就て見ると妊娠第五回目を一として其の對比を取つて見ますと初回妊娠の場合は一・四九の流産、早産を來して居る。又九回以上になりますと一・六〇、十回になりますと一・八七、十一回以上になりますと二・五と云ふ風に、非常に數が餘計に現はれて、流産、早産を來して居る。死産の方に於ても、五番目を一として、初産が二・〇〇、矢張九回以上はすつと多くなつて、十一回は二・一九と云ふ様になつて居ります。一年未滿の死亡は、之を比較を取つて見ますと、初産が一番多くて一・四七、九回以上が一・三三、十一回以上は一・七三と云ふ風な實狀であります。之は始めて妊娠する方は、妊娠に對する處の攝生法を良く知らない、其の爲に流産したり、死産したりします。又子供の育て方が悪いと思はれるので

あります。從つて初妊の方に對しては、どうしても何かの方法に依つて妊娠の心得などを充分に納得させる事が必要であります。又此の分娩即ち子供を持つと云ふ事を、無論本人の爲、一家の爲、祖先に對する義務、國家に對する御奉公と云ふ氣持を植ゑつける事が大いに必要であるだらうと思つて居る。又何遍も多數に妊娠する人に於て、斯う云ふ例が多いと云ふ事は、之は御本人の經濟状態を考へて上げる必要があると思ひます。又、今迄の様に餘り子供が多いと、自分の一家の經濟、自分の仕事の邪魔になると云ふ様な考へが、多分に織り込まれて居つたと思ひます。從つて多産の方に對しましては、國家が斯う云ふ方に、經濟的、或は色々な施設に於て優遇法を講じて頂きたいと念願して居る次第であります。

又一方性病が流産、早産、死産並に前に申しました不妊の原因となるのであります。不妊者中不妊の原因を見出しえる者は約八〇一九〇パーセントと云はれ、其の内約半數は直接又は間接に淋病が原因を爲し、尙淋病は流早産、前置胎盤、子宮外妊娠の原因となり、早産、死産は共に其原因微毒に關係を持つものが多數であります。然も假令生産するも先天性微毒児は生後短期間に死亡する等人口政策上等閑に附し得ざる問題なるを以て之が積極的豫防策を講ずると共に治療の徹底を圖る必要があります。

次に、住居と子供の發育の關係(第四表参照)に就て調べたのであります。之は皆様御承知の様に、徵兵適齡期に臨んで徵兵検査を受けますと云ふと都會地の方に於ては、小泉中將、今の厚生大臣が発表されて居ります様に、都會地に生れた方は内種、丁種と云ふ様

な、所謂不合格者、今ならば丙種は合格者でありますけれども、以前は丙種、丁種は現役兵になる事は出来なかつたのです。之が千人中四百五十人もあります。然し田舎に生れた方は三百十人しか居ない。都會地に生れて都會地の小學校を卒業して、其れから田舎に行つて見ても、四百十人の丙、丁種と云ふ事が發表されて居るのであります。

都會地で生れた子供は大きくなつても、筋骨薄弱が非常に多い爲め丙種、丁種の人が多いので御座います。さうなれば生後一年間に於ては、どう云ふ結果を示すかと云ふ事を調べたのであります、其れは却つて郡部生れの方に於て、死亡者が多いためあります。主として都會地の方が少い關係を、私共の成績は現はして居るのであります。それは矢張り都會地に於ては、同じ育てるにしても、或は母乳がなくて人工榮養で育てるにしても、立派な榮養品たる牛乳等が容易に手に入れることが出来るけれども、田舎に行くとなれば、これが出來難いと云ふ事を聞きますから、又衛生思想の點から申しましても田舎の方は幾らか劣る爲に、田舎には死亡率が多かつたのじやなからうかと思ひます。非常な違いと云ふ事は現はれて居りませんから、断定的に申上る事は出來ません。

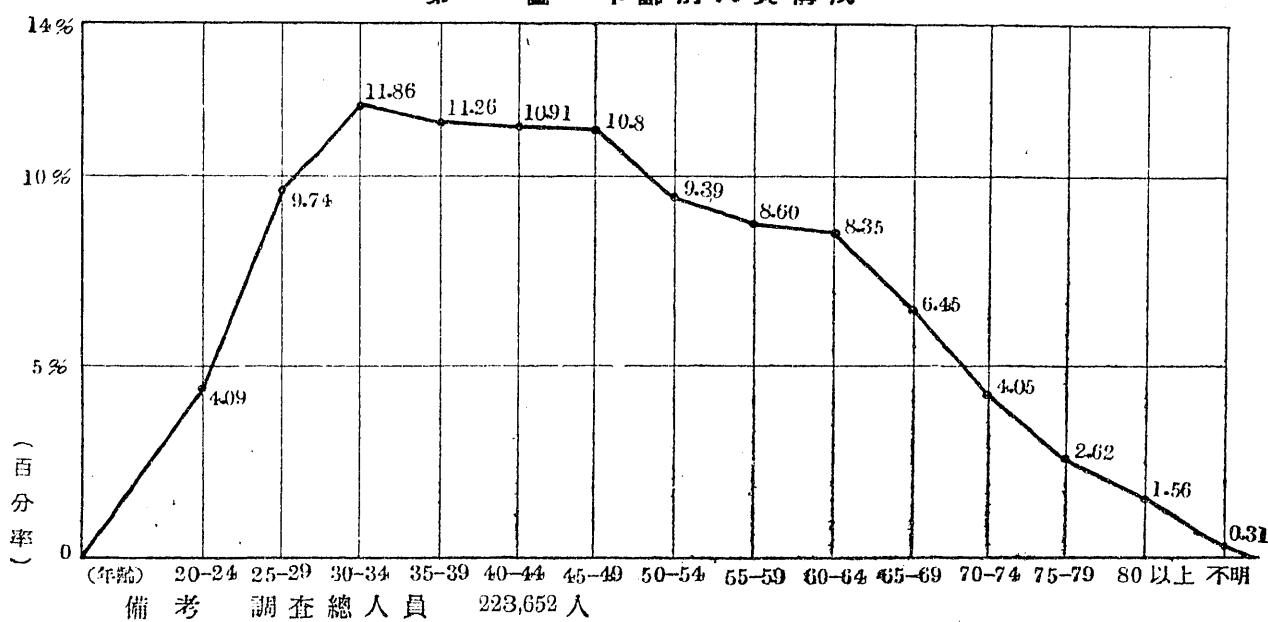
次に母親の教育程度と、子供の健否(第五表参照)即

ち生後一年以内に死亡の多い少いに付いての調査をして見た所が、これに於ては、女學校出身の方の子供さんで一年以内の死亡が四・五四、二年以内が四・五〇でありまして、女學校出身が最も良いのであります。次は専門學校出身の方で、最後に最も悪いのは小學校出身の方で御座います。専門學校以上の出身の方の子供さ

んは、うまく育つであらうと思はれるが、實はさういふ成績になつて居ります。これは多分、専門學校出身の方は色々な職域に付いて居られます爲に、一日中の或る時間は子供を子守等に託して居る場合がある爲と思はれますので、これは託児施設、其の他の社會施設を致しまして、さう云ふ方の子供さんが「くならん様に御世話する事が必要だらうと思ひます。小學校出身の方に於て死亡者が多いと云ふ事は、これはどうも育児等に對する知識が少いからだと思ひます。その方面的知識を注入しなければならないと思ひます。最後に、子供の榮養法と死亡との關係(第六表参照)を見たのであります。これに於ては、人工榮養に依つての死亡が斷然多いのであります。母乳の榮養が最も良いのであります。人工榮養は、母乳榮養の倍程度の死亡を出して居るのであります。母乳榮養の良いと云ふ事は勿論、大抵の方は御存じになつて、母乳の勵行をやつて居られます。が、一寸脚氣の氣持があつたりすると、乳の検査をした時に、脚氣に罹つて居るとの簡単な考へから乳を止めて仕舞ふ方があります。が、母乳を廢する場合には少く共専門醫、小兒科醫に丁寧に診て頂き、出来るだけ母乳で押し通す事が、子供の發育から云ふても、又死亡を防ぐ點から申しましても必要であると思ひます。

以上の成績から考へて見ると、結婚期は、政府が人口政策確立要綱に示されて居る様に、現在遅れつゝある結婚期を早める事が必要であつて、婦人は十九歳から二十一歳迄、男子は二十一歳から二十五歳迄に早める様に、お世話して頂きたいと思ひます。教育方面に於ては何んとかして女學校の卒業期を早めて、少くと

第一圖 年齡別構成人員

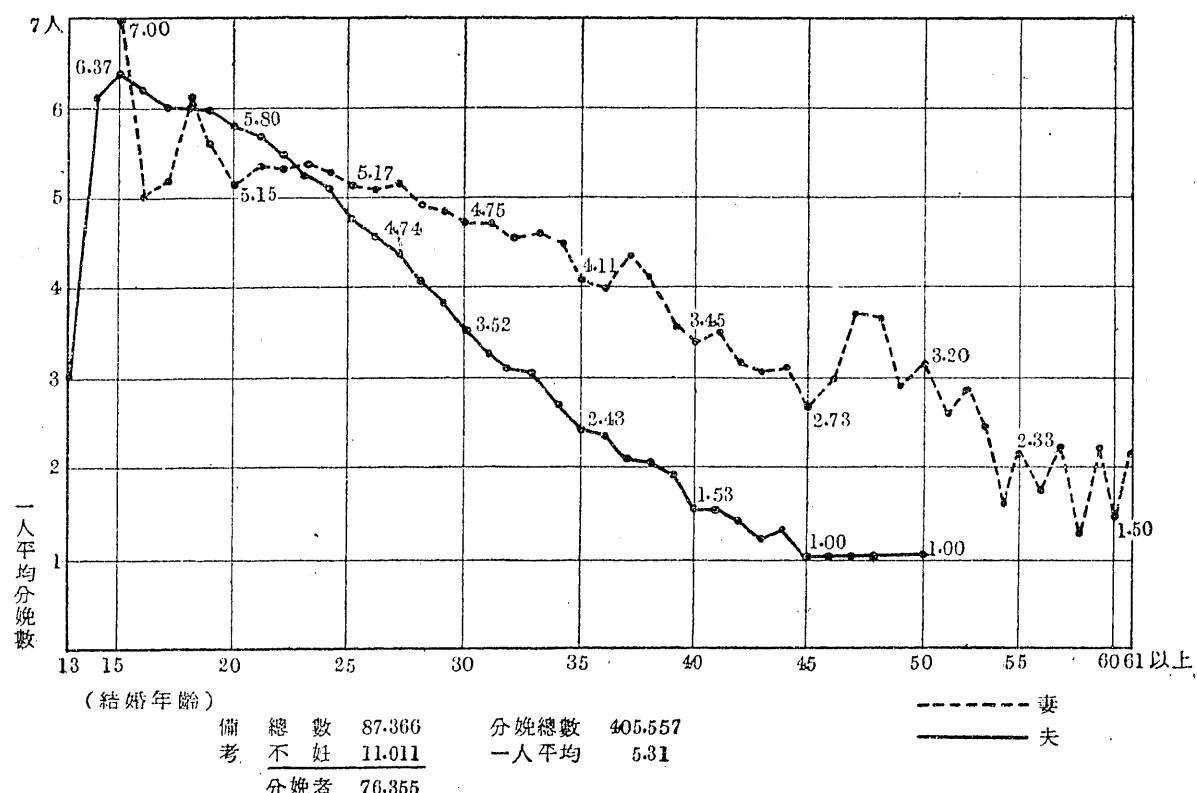


も十七年の春には卒業する様にして特殊出生率の最も高い二十一歳を獨身で過ぎぬ様に注意して頂いたら都合が良いと思ひます。尙結婚後三年以上妊娠せぬ者は成るべく早く専門醫に診察を受けしめ治療に依つて妊娠の見込あるものは治療して、大和民族の增强に協力して貰ひたいと念願して居ります。初産と多産の方に於て流早産、死産、並に生後一年未満の死亡が多いから初妊の者には攝生法と育児法を注意すると共に民族意識を強調し、多産の方には其の他の經濟的援助と優遇法を講じ、尙育兒施設を完備し、性病の豫防撲滅を圖り、尙生兒には必ず母乳栄養を勵行して頂きたいと思ひます。

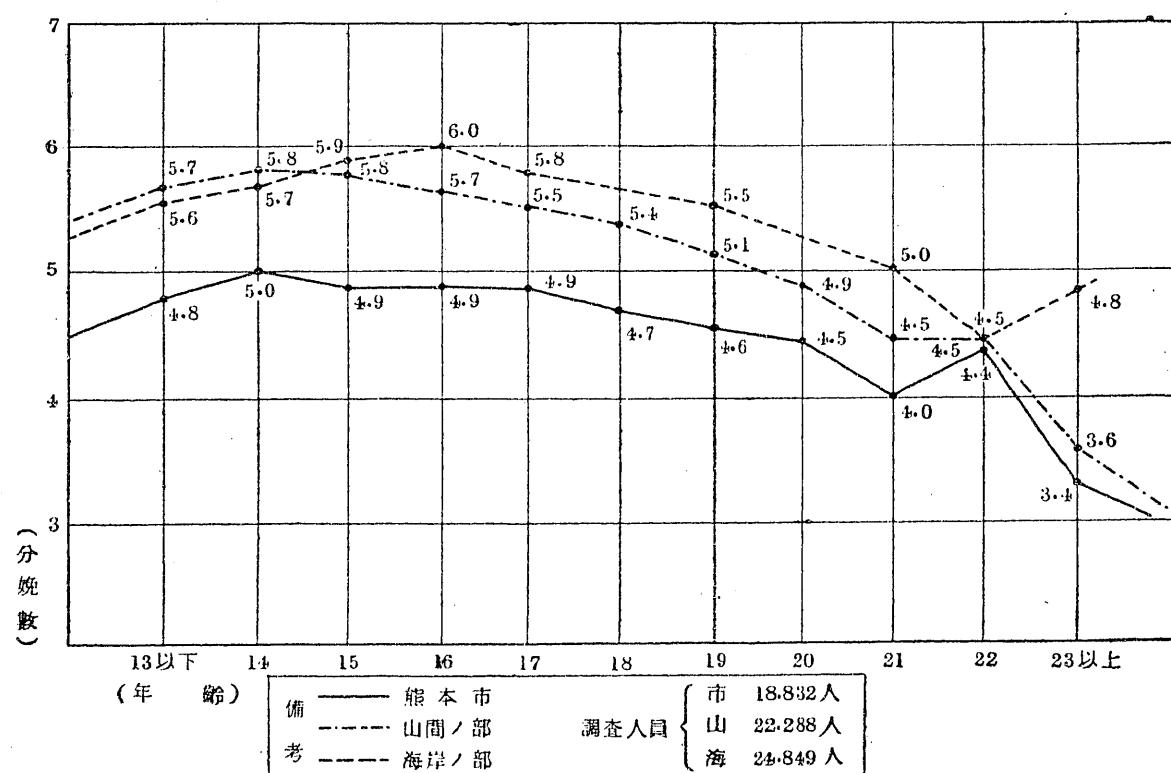
第一表 平均初婚年齡表

第三表 妊娠ノ順位ト流早產死產乳兒死亡表

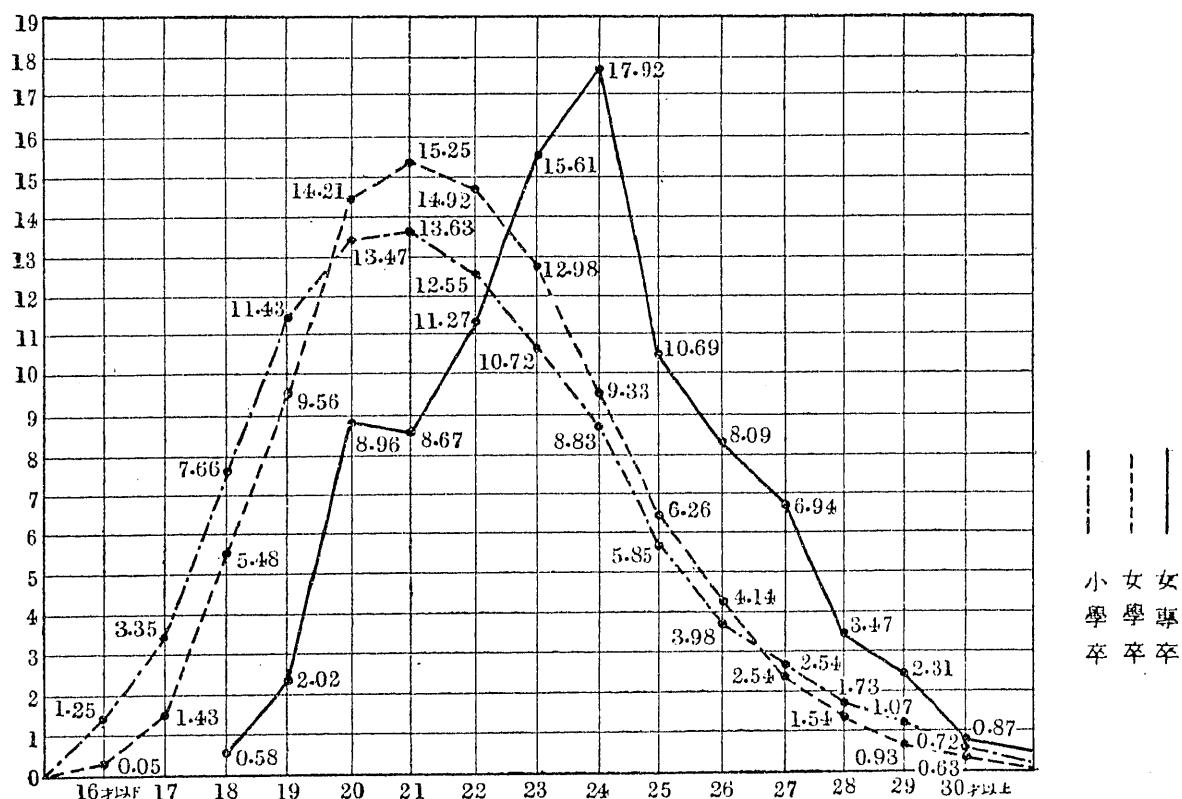
第二圖 結婚年齡ト分娩數



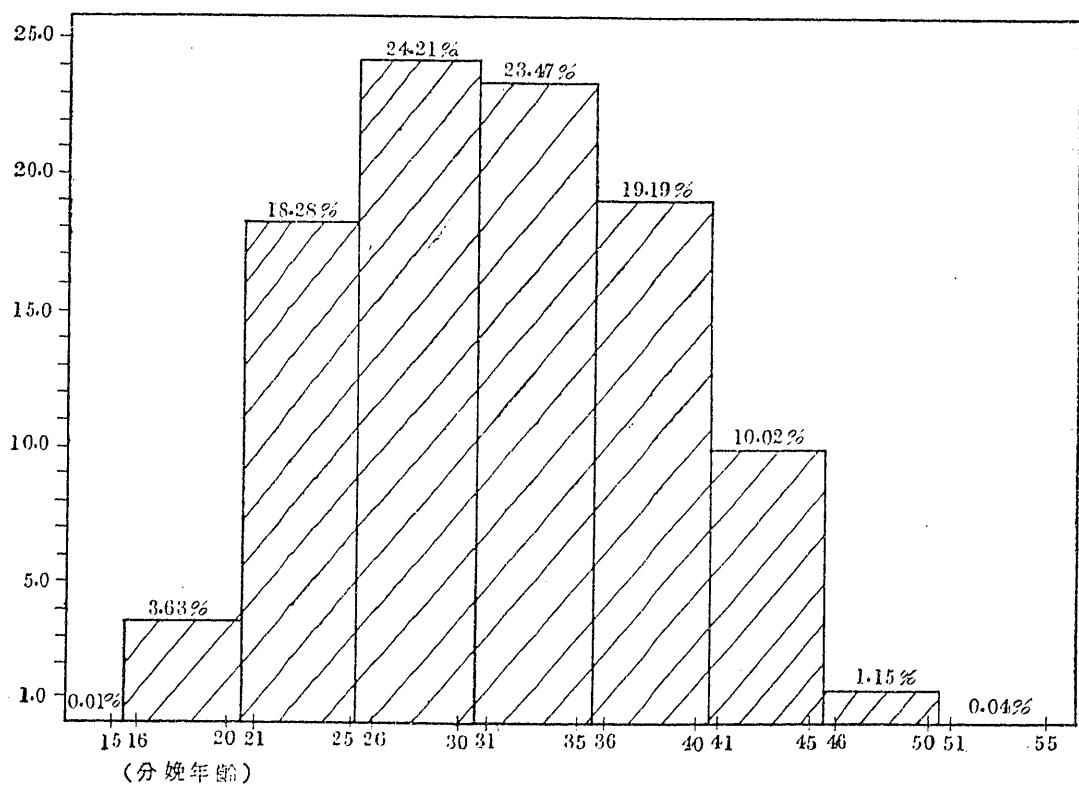
第三圖 月經初潮年齡ト分娩數



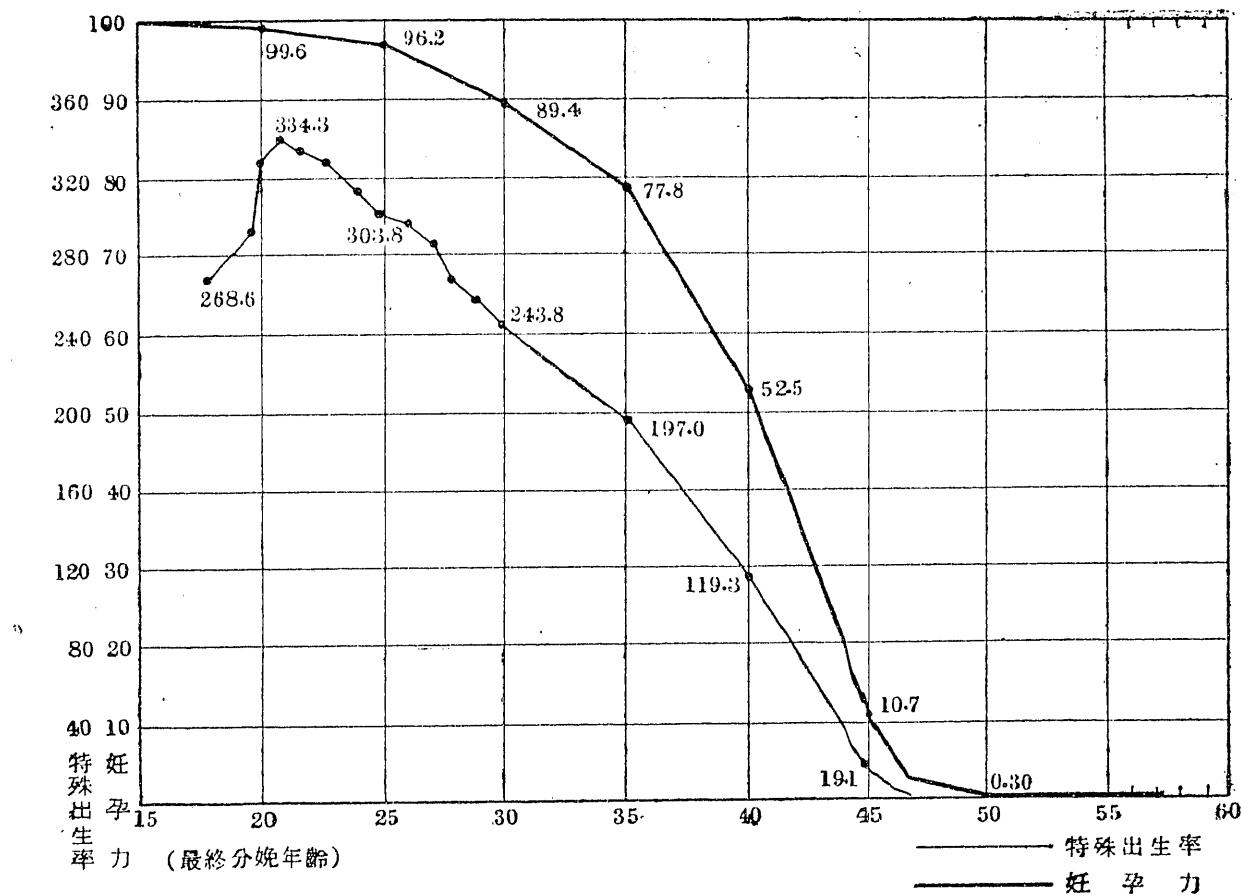
第四圖 學歷ト結婚年齢

小女女
學卒率

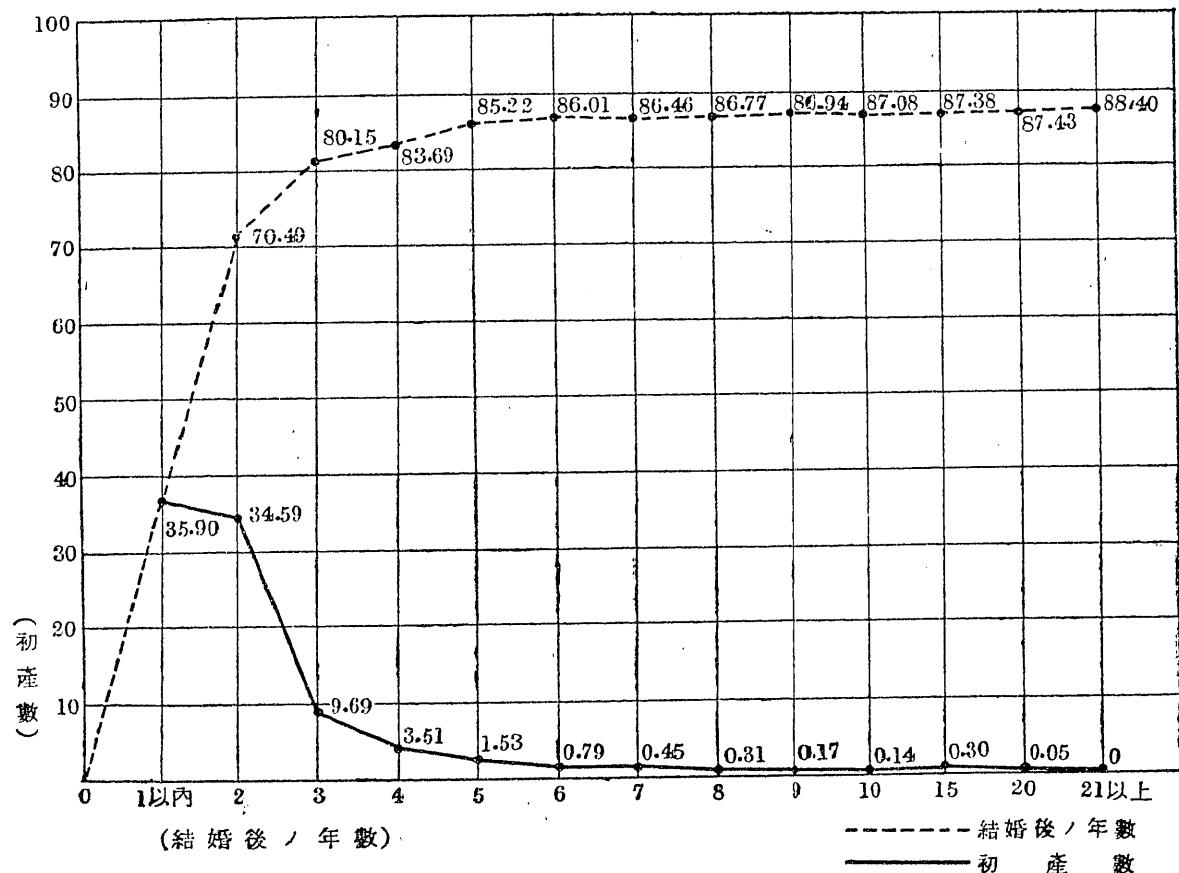
第五圖 各年代ニ於ケル分娩數百分率

備考 調査總人員 七二一、一四四
總分娩三七九、一一六

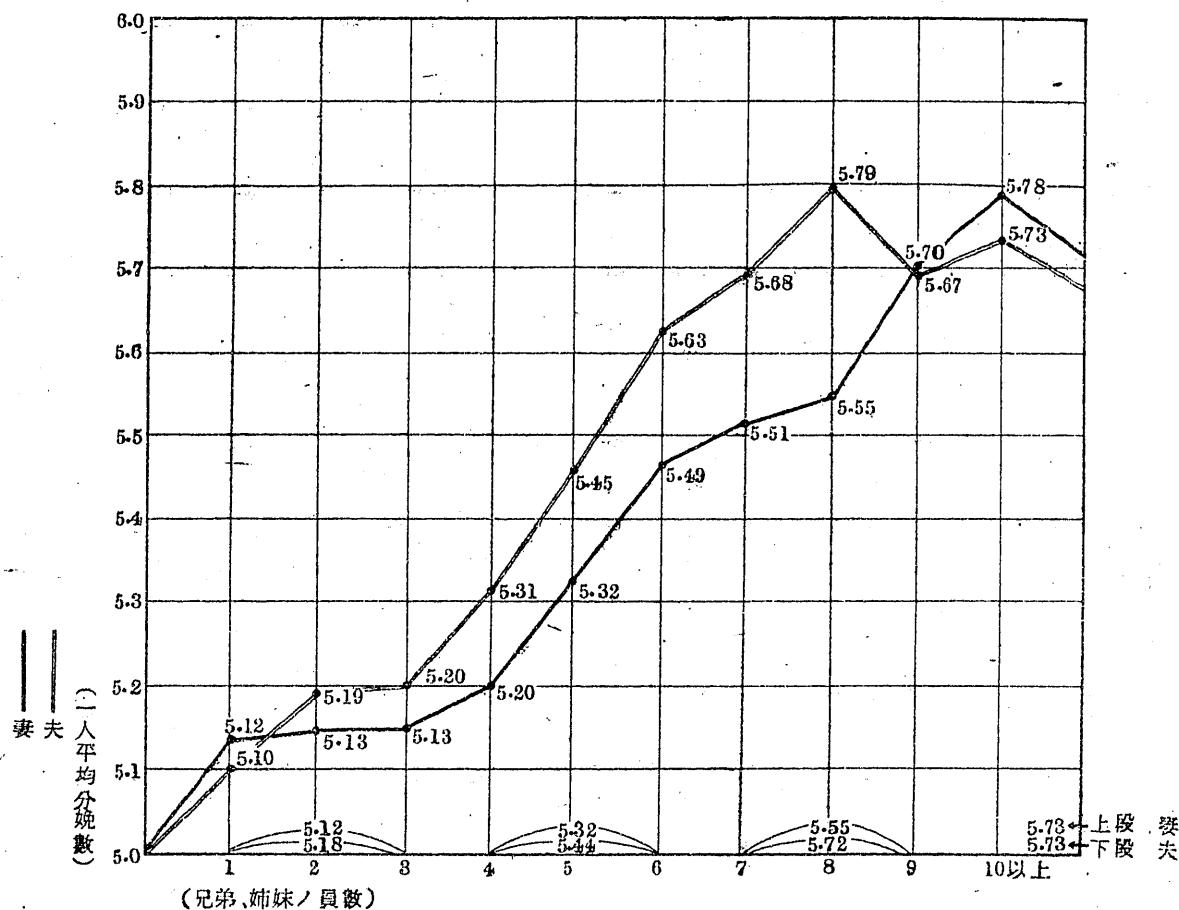
第六圖 妊孕力ト特殊出生率



第七圖 結婚後ノ年數ト初產數ノ增加



第八圖 兄弟姊妹ノ員數ト分娩數



第九圖 妊娠ノ順位ト流早產・死產・乳幼兒死亡トノ關係

